

藩士知行所の構造

鈴木 木 寿

幕藩制下の大名領における藩士(地頭)知行所の解明が、大名領ないしは幕藩制の特質の解明に重要な地位を占めているため、すでにいくつかのすぐれた研究成果が打出されてきたが、それらの多くは「地方知行」の一般論的な論点からの解明に力点がおかれがちであり、知行所自体の構造的解明にはやや疎遠な傾向があったように思われる。藤野保氏の「佐賀藩における知行地の存在形態」(歴史学研究一九八号)は佐賀藩の個別知行所自体の構造的研究所としてすぐれた労作であり(ただし、大藩大身藩士の別格のそれであって、一般の地頭知行所については解明を欠いている)、また、上杉藩の越後・会津・米沢三時代を通じた藩士知行の展開過程を実証したすぐれた業績として、「藩制成立史の総合研究、米沢藩」(藩政史研究会編)がある。

もっとも、一般に藩士知行所は、多くは相給形態ないしは分散分郷知行形態をとりがちであり、かつ藩権力から強い規制をうけているため、単一・一円的な所領構造をとり難くしており、幕藩領などとは趣を異にしているが、しかしそうした形態での領地構造として、それなりにこれを取りあげることが要請されるのである。

小稿は、旧稿を補訂し[※]つつ信州松代藩における地頭知行所の構造について、素材の提示を中心に、実証的・基礎的

な解明を試みようとするものである。ただし、史料制約などのため個別知行所自体の構造的解明については、若干の課題を残している。

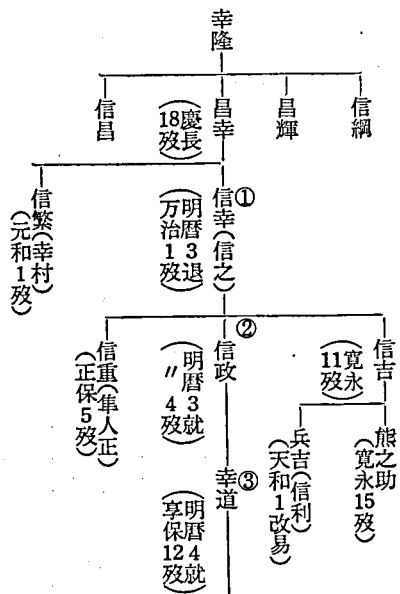
※ 拙稿「松代藩の研究」(文化一八ノ二)、「近世農村構造の一形態」(歴史学研究一四九号)、他。

一 松代藩の成立と知行形態

信州松代藩は、元和八年真田信之松代入封以前には、森長可・上杉景勝(城代設置)・田丸直昌・森忠政・松平忠輝(後、城代設置)・松平忠昌・酒井忠勝ら諸領主の交替をみているが、小稿の対象となるのは真田領としての松代藩であり、真田氏の松代領知は廢藩に及んでゐる。真田氏は、松代入封以前は隣藩上田に在り、その祖は小県郡地方の土豪と伝えられるが、幸隆・昌幸時代に武田・織田・豊臣・徳川各氏に仕え、信幸(信之)時代、元和八年一〇月松代転封となつたのである。松代藩真田氏の初期領地を略系譜と照応させてみれば次のごとくである。¹⁾

松代藩真田氏初期領地

沼田 3万石		松代 10万石			時代
信吉		信重	信政	信之	入封当初 (元和8)
3.0	万石	0.7	1.0	8.3	
兵吉	熊之助	信重	信政	信之	信吉歿後 (寛永11)
0.5	2.5	0.7	1.0	3.3	
兵吉	信政	信重	信之		熊之助歿後 (寛永15)
0.5	2.5	1.7	8.3		
兵吉	信政		信之		信重歿後 (正保5)
0.5	2.5		10.0		
兵吉		信政			信之隠退後 (明暦3)
3.0		10.0			
兵吉		幸道			信政歿後 (明暦4)
3.0		10.0			



の主に戻している。なお、明暦四年本藩主信政の死去に伴なう継嗣問題をめぐって、松代側（幸道）と沼田側（兵吉）との間に御家騒動が起り、結局松代側の幸道に落着しているが、これを契機として沼田側は疎遠となり、ついで天和一年沼田藩改易（藩主兵吉の暴政―百姓一揆）によって松代藩の領域は本藩川中島一〇万石のみとなった。一〇万石の村附は知行目録などにみえる。⁽²⁾

以後、松代藩主は第四代信弘より信安・幸弘・幸専・幸貫・幸教と代を重ねて廢藩時の第一〇代幸民に至るのであるが、松代真田藩の諸基礎は初代信之時代に定められており、以後の諸改革もこの基本線の修正を著しく出でないのであった。

小稿の対象は松代領一〇万石に限定されるが、拝領高一〇万石に対する実高は三時期を抽出すれば寛文三年一一万五八七〇石余、正徳五年一二万〇九八〇石余、天保六年一二万三七一五石余程度である（後述）。これら内高の増石の

藩士知行所の構造（鈴木）

すなわち、松代入封当初の初代信之は、松代一〇万石（川中島四郡の内）と飛領地上州沼田三万石（三郡の内）、合計一三万石の拝領高を有し、松代一〇万石は、さらに藩主信之の本領（八万三千石）と二男信政（二万石）・三男信重（七千石）の分知とに三分されており、沼田領（三万石）は長男信吉への分知となっている。しかるに、その後諸領主の変転に伴って領知関係も表示のごとく変化している。つまり、支藩沼田領主には本藩主信之の長男の系統を充てたが、熊之助早世後は二男の系統を立て、信之隠退後はこれを本藩

因由は新田開発を主としたものであるが、その基礎となった検地については概観すれば、川中島四郡(奥信濃)の検地は実施範囲などの不明な文禄四年の太閤検地を別にすれば、初期幕府検地方式に拠った慶長七年の森忠政(松代藩主)の四郡総検地が、以後の松代藩検地の基礎となり重要な地位を占めている。森検地以後の松代藩では総検地は実施されず、子細のあるところだけを「あなたこなた」散発的に地押改検地を実施するにすぎなかった。結果的には各村は一回ないし二回程度の地押検地をうけている。ただし、寛文六年(明暦三年より継続)には指出の総検地(惣高改)が実施され、慶長の森検地高などに新田高を加えた内容をもったものとして、松代藩検地に重要な地位を占めている。

1表 松代藩家臣団と知行形態

年次	総人数	知行取		蔵米取			
		人	%	人	%		
寛永10	?	(164)	%	?	%		
明暦3	1,415	270(15)	19	(1,145)	81		
松代	柴様衆 沼田衆	963	149(8) 41(4) 80(3)	814	(42)		
慶安4		1,785		15		1,527	85
万治2		1,914		14		1,647	86
寛文12	2,013	232(15)	12	1,761	88		
享保7	1,885	243(15)	13	1,629	87		
享保期	1,908	243(15)	13	1,665	87		
天保2	1,900	251(?)	13	(1,649)	87		
慶応2	1,924	248(11)	13	1,676	87		

(註) 寛永期の数値は沼田を除く。各年度知行取の項の()は、大工・木挽・屋根屋等の外数を示す。明暦期の蔵米取数は一部記載洩と推定される。天保期の蔵米取数は概数。

ところで、上述のごとき成立過程をもつ真田松代藩の家臣団構成と知行形態はどうか。詳述は略すことにして、家臣団構成を知行形態別に表示すれば1表のごとくである。

すなわち、分限帳記載内容の精粗による数差は別として、概数をみれば、家臣団総数は約一八〇〇〜一九〇〇人前後であり、このうち知行取は二五〇〜二六〇人(一三〜一五%)前後、蔵米取は一六〇〇人(八六%)前後である。小稿の対象となる上級家臣団二五〇名前後の知行取は、いわゆる地方知行制下にあり、それは幕末まで及んでいるのである。

二 松代藩地頭知行所の構造

I 地方知行状と知行の特色

上述のごとく、松代藩では松代入封以来版籍奉還まで地方知行制を実施しているが、その知行状はどのような形で下付されたか。

元和八年一〇月、真田信之松代入封の翌々年にあたる寛永元年（子年）十月三日付で、上級家臣団に対して地方渡知行状が集中的に多数交付されている。このことは大懸りな知行割の実施を推定させるが、その前年（元和九年）は暫定的な知行割が行われたものと推定される。

藩の家老級であり、知行高も最高級の大熊家について例示してみよう。

已上

五百四拾五石四斗四升

徳間村

三百五拾七石四斗壹升

山中
平林村

三拾石壹斗五升

上野村

合九百三拾三石之所出置候猶依奉公可令加増者也

子之十月三日

信之 御花押

大熊鞆負殿

右知行状によると、大熊鞆負は寛永元年（子年）十月三日に徳間村など三ヶ村の内に九三三石の地方渡をうけてい

藩土知行所の構造（鈴木）

る。徳間村は「里分」(里方)、他の二カ村は「山中」(山方)に所在する村である。その後、大熊氏は、寛永四月(卯)八月、知行高千石に不足の理由をもって六七石の足高を充行われており、さらに寛永一四年(丑)九月には二〇〇石の加増をうけたので、合計二二〇〇石の知行高となった。⁽⁵⁾ 上掲寛永一〇年および明暦三年の分限帳にも二二〇〇石の記載がみえ、特に享保七年の「いろは別御分限帳給所附」(山上武夫氏蔵)には次のごとき給所附がみられる。

一高	千貳百石	大熊左門
	貳百四拾五石四斗四升	真島村
	三百石	北長池村
	五拾四石貳斗八升五合	小島田村
	三百五拾七石四斗八合	山平林村
	貳拾石七斗壹升五合	宮ノ脇村
	三拾石壹斗五升貳合	北上野村
	貳百石	広瀬村

		(徳間村と村替)
		(不足分追加)
		(不替)
		(不足分追加)
		(不替)
		(加増分)

この村附の変化をみるに、上掲の寛永元年の場合の「徳間村」に代って同じく里方の真島村・北長池村の二村が充行われており、寛永四年の不足高分六七石(実際は七五石。八石超過)は小島田村(里方)・宮ノ脇村(山中)の二村に充行われ、寛永一四年の加増分二〇〇石は広瀬村(山中)に充行わたものとみられる。ただし、合計知行高も二二〇八石と八石分だけ超過している(超過理由不詳)。なお、村附は領内の東部平野地帯である「里分」と西部の山間地帯である「山

中」との両方の村々が混在したかたちで給付されているが、これは後述のごとく、松代藩知行割の原則となっている。その後(時期不詳)、大熊氏の知行高は一〇〇石の減石がみられ、天保二年(上掲分限帳)、明治二年には「千百石」となっている。

ところで、上掲の寛永元年大熊鞆負の知行状に照応したかたちで、左記のごとき知行渡の村附がみられる。

御知行渡ノ村付之覚

一、五百四拾五石四斗四升

西ノ免相四ツ八分
徳間村

一、三百五拾七石四斗八合

西ノ四ツ仁分
山中平林村

一、三拾石壹斗五升仁合

西ノ四ツ仁分
上野村之内

高合九百三拾石酉之免相ならして四ツ五分四リ

一、千六百九拾四表壹斗六升四合

此内

千三百六表壹斗之所 三ツ五分之粗

引残而三百八拾八表六升四合 越粗

右之通向後三ツ五分相定候当御知行之越粗者四拾表三斗四升可有之候 但山河竹之義者除候 仍如件

亥之極月廿四日

矢沢但馬守 印

池田長門守

大熊鞆負殿

右史料の亥年が元和九年か寛永一二年か不詳であるが、真田氏の松代入封の翌年である元和九年と推定され、前掲

藩士知行所の構造(鈴木)

寛永元年の知行状の前年にすでに仮知行割が行われていたものとみられる。松代入封当初においてこのような史料がみられることは注目される。すなわち、この史料で注目されるのは、(1)地方渡が藩の平均免である「三ツ五分」の物成渡形態をとっていること、したがって村免による収納の超過分は越靱(越石)として藩庫側へ返納されることになっていること(不足分のある場合は蔵米で補給される)、(2)「山河竹」は地方渡の対象から除外されていること、などである。この二点は、松代藩地方知行の性格を基本的に規定する重要な点であり、しかもこれが松代入封当初から実施されている点が注目される。

もう少し具体的に右の史料をみよう。徳間村などの村付三カ村はそれぞれ村免をもって年貢収納が行われている。この酉年の村免は前松代藩主酒井氏時代の村免、すなわち真田氏入封の前年の村免とみられるもので、これを踏襲しているのである。三カ村の収納靱は一六九四俵一斗六升四合であるが、知行高九三三石に対する免相は「ならして」四ツ五分四厘となつている(実計数四ツ五分五厘余との間に誤差あり。理由不詳)。ところで、藩では三ツ五分物成渡方式を適用しているため、村免による収納靱一六九四俵一斗六升四合と藩定の平均免三ツ五分による靱一三〇六俵一斗との差額三八八俵六升四合は収納超過分Ⅱ越靱とされ、藩庫側へ返納されるのである(実際は村内決済方式をとる)。ただし、この亥年(元和九年か)の越靱が四〇俵三斗四升四合とされているのは理由不詳であるが、おそらく、元和九年入封当初の特殊事情によるものと思われ、普通の年度の場合ではこのようなことはない筈である。なお、「向後茂三ツ五分相定候」とあるように、真田藩では版籍奉還にいたるまで、この方式を継承実施している。

次に、知行の対象から「山河竹」を除外した点、つまり田畑に限定した点(原則として新田を除く)であるが、これは物成渡知行形態の路線からくる当然の結果とみられ、それだけにこのことが物成渡知行を特色づけているといえよう。

ところで、真田氏の松代入封以前である上田藩時代の大熊氏はどうか。慶長六年八月、大熊五郎左エ門(靱負の父)

宛の左記の知行目録がある。⁽⁸⁾

大 五郎左知行分

六拾五貫文

小牧

百四拾七貫四百八拾文

洗馬

拾七貫三百文

真田

拾七貫六百文

横尾

仁拾貫四百六拾文

原之内

八貫文

秋和

九貫文

須川 山畑共ニ

五貫文

上河原

拾五貫文

諏方部河原

三貫文

塚原之内 畠山

合三百拾壹貫五百六拾文

慶長六年丑八月三日

矢 忠兵 印

木 五兵 印

同 五右 印

大 五郎左衛門殿^(熊)

これによれば、上田時代の真田領では地方渡を実施しており、大熊五郎左エ門は小牧村(小県郡)など一〇ヵ村に分

藩士知行所の構造(鈴木)

散した知行割をうけ、合計三一一貫五六〇文(計數に誤差あり)の知行を宛行われていることになる。ただし、この場合、貫文制(本田のみ幕末まで実施。一貫文二石四斗七升替。擬似石高制的貫文制)による地方渡が、物成渡方式をとったか、あるいは地頭大熊氏と所属百姓との相対免方式をとったか不詳である。もし、前者の方式だったとすれば松代藩での仕法の先蹤をなすものとして注目される。上田藩時代の真田領では、松代藩時代の知行所役人である「御蔵元(「御蔵本」)(後述)を類稱させるような「御蔵本(「御蔵方」)⁹⁾」の存在が慶長一一年段階でみられるが、もしそうだとすれば物成渡知行実施推測の可能性があるように思われる。

なお、ここで松代藩と関連ある上杉藩の知行制を例示しておきたい。「藩制成立史の総合研究、米沢藩¹⁰⁾によれば、上杉藩でも越後・会津・米沢の三時代ともに、地方知行制下における物成渡知行方式を施行していたものと解される。つまり、越後時代には、文祿三年より石高表示による定納高方式の地方渡が行われ、ついで慶長二年より石高制による五ツ物成渡知行方式・収納過不足決済方式の採用、山野竹林川の蔵入地化、特殊物産など万小物成の蔵納化が打出されている。会津時代にも類似的仕法が踏襲され、さらに米沢時代には平均免が寛永一五年以前三ツ七分、同一六年以後四ツ八分免となっている。したがってそこに、物成渡知行からでてくる分散分郷―相給知行形態その他の諸属性がみられるのは当然であろう。なお、寛永二〇年には知行所の年貢・小物成の収納規定が交付されている。右の上杉藩の例は松代真田藩の仕法と基本的には相似しており、それ故に真田氏入封以前の松代領域にはすでにその素地があったことになる。したがって、上杉藩以後の時期にも類似的仕法の存在が類推されても不自然とはいえないであろう。つまり物成渡知行方式の成立は石高制・免相制成立の段階まで遡及しうるのではないか、ということである。それでは、真田氏の松代入封以前の松代藩、つまり受入地側の知行制はどうだったか。上杉藩領時代については上述の通りである。他の各大名時代については、知行状・検地帳などにより地方知行制をとっていたことは知られる

が、物成渡知行形態だったかどうか不詳である。ただし、真田氏の前藩主酒井氏の場合は、同氏の転封地出羽庄内藩での仕法が松代時代の仕法を類推させうるのではないかと思われる。⁽¹¹⁾ すなわち、酒井氏の場合は、庄内移封当初から地方知行を実施しており、知行状には代官所別の知行所村附が記るされているが、入封の翌々年の寛永元年には米札制度が実施されたため、地頭は米札をもって所属代官所から物成(本途)を受取るようになった。その際の物成の給付率は「平均・小物成^(物成)如定法、全可令知行者也」とあり、また「領地総平均を以、蔵米にて相渡し小物成は直に相納候」とあるところから、藩定の平均免によつたことは明らかである。(山県県史「雞肋編、上」所載の表によれば、平均免率は年により多少の変動はあるが、およそ四ツ五分前後)。なお、小物成は地頭が直接収納する仕法であり、寛永二年制定の「高百石ニ付相定小役之覚」によつて各種の小物成の直収納がみられる。酒井庄内藩におけるこの米札制度は松代藩真田領の物成渡知行方式以上に蔵米知行化の傾斜が濃厚なものといえよう。右のような庄内入封当初からの酒井藩の仕法からみて、米札制は採らないまでも、松代時代に於ても物成渡知行方式を施行したものと推定しうるのであるまいか。

以上は大熊氏の場合を例としてみた知行状と知行の特色の概要であるが、真田氏松代藩の地方知行制の特色なり性格が端的に示されているといつてよい。ただし、右の大熊氏の場合は本途物成に限定された問題である。小物成(小役)の賦課については、大熊氏関係では史料を欠いているが、後述のように本途物成とは別に藩の定法による地頭の物成収納がみられる(この小物成定法は米沢藩や酒井氏庄内藩のそれと類似)。

それでは、藩財政の体系のなかで右の三ツ五分物成後渡知行はどう位置づけられているか。詳述は略すが若干の要点を指摘すれば次のごとくである。「寛文七年拾万石御分限帳大積」⁽¹²⁾は松代藩一〇ヵ年分の平均予算額を示したものであるが、初出の部分に次の記述がある。

一、 粃高拾七万五千俵

惣納辻

是者拾万石本田新田共不残納申候分

但拾ヶ年分ならし如此

此御物成之内方々渡方

一、 七万七千七百九拾壹俵四斗八升貳合

御家中知行ニ渡

是者高五万三千九百四拾七石貳斗七升

但三ツ半成之粃

一、 四万三千百俵程

御家中御切米渡

是者(略)

一、 壹万貳千八百俵程

御家中御扶持方渡

是者(略)

〔下略〕

すなわち、藩財政全体のなかで「御家中知行ニ渡」分が三ツ半物成渡で積算され、あたかも蔵米^(粃)渡り蔵米知行であるかの観を呈している。もちろん、地方の支配については後述のごとき仕法をとっているので、蔵米知行とは異なるものであるが、過不足分決済を伴った物成渡知行形態であるからには、藩財政のなかでの位置づけがこのようなかたことになるのは当然のことといえよう。

また、正徳五年と弘化二年の間の「川中島拾万石御物成并御小役御勘定御目録」⁽¹³⁾は藩の蔵入地の本途物成と小役、つまり「蔵納」の年貢収支の全貌を示した史料であるが、正徳五年度分を例示すれば、その初出部分において次のとき家中知行渡の記述がみられる。

一、高九万九千式百六石四斗八升式分七勺

前々々 本田

一、高式万七千七百七拾四石式升壹合六勺

前々々 新田

都合拾式万九百八拾石五斗四合三勺

内

四万五千式拾九石七斗八升

御家中知行渡

但三ツ五分本口榎六万四千九百三拾式俵四斗七升壹合四勺

五万四千七百七拾六石六斗七升壹合

御蔵納本田

式万千七百五拾四石壹斗六勺

御蔵納新田

小以

(御蔵納) 本田新田高七万五千九百五拾石七斗七升壹合六勺

内訳

(中略)

(御蔵納) 本口榎合拾万六百五拾六表壹斗壹升六合七勺

一、式千式百九拾壹表式斗七升五合六勺

山御年貢

一、壹万六千九百九拾五表三年五升四合八勺

越 石

(御蔵納) 合拾壹万九千四百四拾三表式斗四升七合五勺

此納次第

(中略)

藩士知行所の構造(鈴木)

此御払

(下略)

つまり、内高一二万石余のうち四万五千石余を「御家中知行渡」とし、残七万五千石余を「御蔵納」としており、「御家中知行渡」は三ツ五分渡によって本口糶六万四千余俵の収納が規定されている。この記載は、物成渡知行方式の然らしむる点であり、壹万七千石余の「越石」(越糶)の収納分があるのも、「不足俵」が「此御払」の項で処理されているのもそのためである。なお、新田のほとんど全部が蔵納となっていることは、地方渡が原則として新田を除外していたことを示している。ちなみに、「御家中知行渡分に」関する財政帳簿は、地頭各自が別途に作製していることはいうまでもないであろう。

次に、藩では「御領所免相帳」と「給所免相帳」の両様の免相帳を作製し、それぞれ村免・取糶など本途物成の収納事項を記載している。このうち前者の御領所⁽⁴⁾御蔵納のそれは代官支配下にある村方として普通の記載様式をとっているが、後者の地頭給所のそれは地頭別に記載されており、村免・取糶・三ツ五分免・越石・不足俵などの記述がみえる。明治元年の「給所免相帳」から地頭常田氏分を例示すれば次の通りである。ただし、史料の提示は後述の「V 地頭知行所の貢租」の項のうち「依田甚兵衛」の例示を以てこれに代えるので、ここでは説明のみにとどめる。

この常田氏分の免相目録によれば、知行高一三五石の常田衛門は、小鍋村など三ヶ村に給地をもっているが、このうち半知借上で知行高の半分を藩へ借上げ残りの半分を直支配している。半知借高は蔵入地と同扱いをうけるが、村免は半知分と同免であり、またこれら村内所在の蔵入地の免もまた同免である。そこで、常田氏は残高六七石五斗について、各村免による収納糶の合計八八俵二斗を収納する。しかるに、三ツ五分物成渡定法による収納糶は九四俵二斗五升であるから、差引六俵五升の不足となり、口糶九升一合五勺を加えた六俵一斗四升一合五勺が藩庫から「不

足俵」として補給されるのである。

(明治元年)

この給所免相帳(明治元年)の奥書に「右之通、辰給所山里村々御手充相差引、御家中辰三ツ五分取扱、広田筑後四ツ取扱相極候、此免相を以、越石扱請取、并村々上納皆済御申付、不足扱渡方相極可有之候」とあるのは、右の仕法の根拠を示す文言となっている(広田筑後は伊勢御師。知行高二〇〇石に対して四ツ物成渡の特別扱をうけている)。

なお、この給所免相帳が郡奉行(四名)の連署による代官野本力太郎宛の文書様式となっているのは、代官がその管轄下にある給所の免相に基づいて、越石または不足扱の受授ないしは半知借上分(蔵入地扱い)を取扱うことになっているからである。松代藩では代官一〇名(手代二〇名)がおかれているが(上掲、享保七年「御分限帳給所附」)、各村々は蔵入地・給所の別なく支配代官の管轄下におかれている。例えば、天保一四年の地頭小林唯蔵の領知目録⁽¹⁵⁾によれば、村附にそれぞれの支配代官名が左記のごとく記されている(ちなみに、これらの村々には蔵入地なども混在している)。

小林唯蔵殿

依田甚兵衛支配

一、高拾貳石

石川村

南沢甚之助支配

一、高貳拾五石

田野口村

(外三ヵ村分、中略)

メ 七拾石

右のごとく、給所が蔵入地とともに代官支配の管轄下におかれている点も物成渡知行の然らしむるところとみられる。

これと関連して次のことも問題となる。すなわち、藩定の「給所免相帳」による免相の通達方法は、地頭に対しては藩(郡奉行)から直接通達されるが、知行所属農民に対しては、地頭からではなく郡奉行を通じて行われ、しか

もそれは知行所所在の村方三役と蔵元の両者に対して一括して行われるのである。これに対して、村方三役・蔵元の両者連署で、郡奉行所宛に「御免相御指引頂戴仕候」と請書を提出している。⁽¹⁶⁾このことも知行所の独立性の脆弱さを示すものであり、物成渡知行との深い関連を示している。

以上は、地方知行状を中心してみた真田松代藩の知行の特色であるが、それは基幹的問題である物成渡知行―徴租権を主とした考察であった。一般行政権や司法権なども、後述のごと、右の特色に規制されたかたちで現われるといつてよいであろう。

II 地頭の知行高と階層

上述のごとき知行の特色をもつ真田松代藩地頭の知行高と階層をみることにする。

まず、地頭の総知行高を蔵入地高との対比において示せば2表の⁽¹⁷⁾ごとくである。すなわち、松代藩の総内高は、初期は不詳であるが寛文三年の一一万石余と大差ないものとみられ、正徳以降は一二万台を示し、天保六年の一二万三七一五石余を最高としている。この内高を地頭への地方渡高と藩の蔵入地高に両分すると、寛文三年度は四四%対五六%とやや別格であるが、正徳五年―元文五年の間の両者の比はおよそ四〇%(四万九千石前後)前後対六〇%(七万三千石前後)前後である。寛保一年以降は知行高が二〇%前後(二万五千石前後)対八〇%前後(九万七千石前後)と知行高の半減現象がみられる。これは知行が減知されたのではなく、半知借上の現われである。半知の場合には、地頭の知行高は形式的・名目的には拝領高のままであり、実質的には藩への半知借上げとなるのであるが、半知の恒常化に伴ない、藩ではこれを藩の蔵入地と見做して、財政帳簿において半知分を蔵入地分と合算したかたちで毎年処理しているのである。(分限帳類には本高の記載がみられる)。

2表 松代藩の内高・地方渡高・蔵入地高

藩士知行所の構造(鈴木)

年次	内高(A)	知行高(B)	$\frac{B}{A}\%$	蔵入地高(C)	$\frac{C}{A}\%$
寛文3(1663)	石 115870.0690	石 51342.2700	44	石 64527.7990	56
正徳5(1715)	120980.5043	45029.7800	37	75950.7716	63
享保3(1718)	120980.5043	46494.7800	38	74485.7716	62
6	120994.0503	47434.7800	39	73559.3176	61
15	121719.6147	49625.2800	41	72094.3820	59
16	121719.6147	49465.2800	41	72254.3818	59
20	121773.6377	48190.2800	39	73583.4050	61
元文5(1740)	121815.8822	49465.2800	41	72350.6525	59
寛保1(1741)	121883.6549	24961.7016	20	96922.0011	80
2	121883.7431	24911.7016	20	96971.9893	80
延享1(1744)	121878.1457	24842.5016	20	97035.7183	80
寛延2(1749)	121873.7739	31146.0639	26	90727.7613	74
宝暦1(1751)	121873.7676	33287.6728	27	88586.1451	73
5	121729.9366	30100.0856	25	91629.9023	75
10	121610.6725	29852.2430	25	91758.4798	75
11	121747.3685	29573.4655	24	92173.9533	76
明和1(1764)	122023.4487	27534.9986	23	94488.5004	77
6	121898.6528	25570.5300	21	96328.1228	79
安永4(1775)	122372.9688	25597.3700	21	96775.3288	79
9	122419.7048	25057.0963	20	97362.6085	80
天明3(1783)	122539.6213	25187.5336	21	97352.0877	79
5	122553.7263	24794.4463	20	97759.2800	80
寛政1(1789)	122693.1440	24954.3113	20	97738.8291	80
2	122704.2919	24951.5050	20	97752.7869	80
7	122967.0569	24792.6232	20	98174.4332	80
文化2(1805)	122676.0144	24229.8622	20	98446.1526	80
6	122654.2693	24765.0446	20	97889.2247	80
8	122655.1423	24860.7046	20	97794.4377	80
文政3(1820)	122881.6304	25347.3033	21	97534.3271	79
8	122770.2970	25182.8486	21	97587.5135	79
天保1(1830)	123036.7511	24713.9249	20	98322.8262	80
6	123715.8913	24227.3449	19	99488.6112	81
10	123544.5907	24108.0562	20	99436.5345	80
弘化2(1845)	123610.0998	24109.4612	20	99490.6386	80
明治3(1870)	123570.0200				

3表 松代藩半知借上率 (宝暦年間)

知行高	半知借上率	知行高	半知借上率
100石以上	0.500	42石	0.384
90石	0.480	41	0.382
80	0.460	40	0.380
75	0.450	39	0.378
70	0.440	38	0.376
61.18	0.4224	37	0.374
60	0.420	36	0.372
59	0.418	35	0.370
58	0.416	34	0.368
57	0.414	33	0.366
56	0.412	32	0.364
55	0.410	31	0.362
54	0.408	30	0.360
53	0.406	29	0.358
52	0.404	28	0.356
51	0.402	27	0.354
50	0.400	26	0.352
49	0.398	25	0.350
48	0.396	24	0.348
47	0.394	23	0.346
46	0.392	22	0.344
45	0.390	21	0.342
44	0.388	20	0.340
43	0.386		

江戸勤番	
知行高	半知借上率
60石以上	0.150
59石	0.146
58	0.142
57	0.138
56	0.134
55	0.130
54	0.126
53	0.122
52	0.118
51	0.114
50	0.110
49	0.106
48	0.102
47	0.098
46	0.094
45	0.090
44	0.086
43	0.082
42	0.078
41	0.074
40	0.070

藩士知行所の構造(鈴木)

るが、宝暦年間の「⁽¹⁹⁾覚」によればその借上率は3表のごとくである。一〇〇石以上は五割(半知)、九〇石は四割八分といった借上率で、二〇石の三割四分にまで及んでいる。五〇石以下の借上率も多様である。江戸勤番の場合は、特別に低率扱いとなっている。また蔵米取は元高(石)に換算して借上され、在所役勤番は高百石に付地面五石宛免除される旨の附則がある。

次に、地頭の知行高とその階層構成についてみると4表の⁽²⁰⁾ごとくである(大工等を除く)。まず、各人の知行高は最

ちなみに、藩財政危機対策として実施された半知借上は松代藩では享保一四年を初見として臨時的に行われたが、寛保元年ころより恒常化して幕末に及んでいる。半知借上の方法は「藩士知行高百石以上ハ半高、其以下ハ遞減シテ五拾石ニ至リ、五拾石以下都テ一割三分ヲ減ズ、是ヲ借高割引と唱フ、但時ニ増減スルコトアリ」と⁽¹⁸⁾いった具合であ

4表 松代藩地頭知行高と階層

知行階層	慶安4		明暦3		万治2		寛文13		享保7		享保期		天明保2		慶応2	
	人数	知行高	人数	知行高	人数	知行高	人数	知行高	人数	知行高	人数	知行高	人数	知行高	人数	知行高
50石未満	1 58		1 58		1 58		1 56	石 163,736	1 40	石 2,775	1 42	1 58	石 163,766	1 52		
50石以上	157 (23%)		157 (23%)		157 (23%)		55 (22%)	3,720 (8%)	40 (17%)	2,575 (6%)	42 (23%)	57 (23%)	3,750 (8%)	52 (23%)		
100石台	121		125		128		116	14,231	123	14,984	122	122	14,884	125		
200石台	45 182		47 194		43 189		44 177	9,384 (23%)	37 185	7,754 (30%)	37 184	33 174	7,121 (28%)	34 177		
300石台	15 (4%)		21 94		21 94		16 (7%)	4,930 (59%)	22 (7%)	7,010 (56%)	22 94	15 (69%)	4,805 (60%)	13 5		
400石台	1		1		1		1	400	3	1,200	3	4	1,650	5		
500石台	6		4		5		4	3,060	5	2,560	6	6	3,610	7		
600石台	4		12		5		13	2,450	7	4,300	5	13	4,250	5		
700石台	2		3		3		3	2,400	1	800	12	6	7,860	13		
800石台	2		3		3		3	2,400	1	800	12	6	7,860	13		
900石台	2		3		3		3	2,400	1	800	12	6	7,860	13		
1,000石台	1		1		1		1	1,000	3	3,000	3	1	1,000	1		
1,100石台	1		1		1		1	1,169	5	1,169	1	2	2,000	2		
1,200石台	4		3		4		4	4,669	1	5,369	5	6	7,000	2		
1,300石台	2		1		1		2	1,200	2	1,200	1	2	2,400	3		
1,400石台	1		1		1		1	1,300	1	1,100	1	1	1,400	1		
2,000石台	2		2		2		2	4,220								
2,100石台	2		2		2		2	4,220								
計	258	石 50885.09	271	石 51587.09	267	石 51587.09	252	石 49482.09	243	石 46853.1	243	石 47440.-	251	石 47086.5	248	石 46796.1

(註) 知行高は計以外は石以下を切捨。寛文・享保7・天保年度以外は知行高を省略。

藩士知行所の構造(鈴木)

低五〇石を原則とし、最高は前期で二二〇〇石、中期で二二〇〇石、後期で一四〇〇石となっている最も多数階層は一〇〇石台であり、五〇石以上と二〇〇石台がこれに続く。なお、地頭総人数・総知行高ともに前半期の方が後半期よりやや数が多い。

各時代の地頭の階層構成は、分限帳記事の精粗は別として、おおむね人数・知行高ともに類似した傾向を示している。すなわち、(A)五〇石以上、(B)一〇〇石―四〇〇石台、(C)五〇〇石―九〇〇石台、(D)一〇〇〇石―一四〇〇石台、二〇〇〇石―二二〇〇石台の各階層別の傾向をみると、地頭人数では(A)一七%ないし二三%、(B)六九%ないし七六%、(C)四%ないし五%、(D)二%ないし三%、(E)一%、知行高では(A)六%ないし八%、(B)五九%ないし六六%、(C)一六%ないし一七%、(D)九%ないし一五%、(E)八%といった傾向を示している。

III 地頭知行所の所領形態と分布

松代藩の地頭知行所の所領形態と分布状態はどうか。

まず、享保七年松代藩領内の全村二四〇ヵ村(枝郷を除く)を領地の種別によって分類すると5表の⁽²⁾ごとくである。すなわち、知行所のみによって領地構成された村が皆無であるのは新田が原則として蔵入地とされているためである。したがって、全領内は蔵入地のみ村(九四ヵ村、四〇%)と蔵入地・知行所混在(相給)の村(一四六ヵ村、六〇%)の二類型に分類される。この二類型のうち、前者においては藩直轄の普通の統治仕法がおこなわれるが、後者においては別途の仕法が施行される(後述)。

5表 領地の種別による村の類型(享保7年)

郡	蔵入地のみの村	地知のみの村	知行地のみの村	蔵入地知知行所混在の村	計
埴科郡	村18	0	0	村11	村29
更級郡	村20	0	0	村55	村75
水内郡	村44	0	0	村74	村118
高井郡	村12	0	0	村6	村18
計	村94 (40%)	0	0	村146 (60%)	村240 (100%)

8表 地頭数別村数
(享保7)

地頭数	村数
1人	28村(19%)
2	14
3	11
4	14
5	7
6	7
7	8
8	12
9	7
10	4
11	7
12	2
13	7
14	4
15	3
16	1
17	2
18	1
19	1
20	1
21	1
22	
23	1
24	
25	
26	1
27	
28	
29	1
30	1
計	146村

藩士知行所の構造(鈴木)

7表 玉川善太夫
知行所

知行所	知行高
石	46,一
森村	50,一
中侯村	30,一
広田村	50,一
網島村	50,一
北郷村	50,一
原村	50,一
中沢村	7,5
藤牧村	58,011
牧島村	11,412
布施高田村	53,984
東川田村	42,588
相之島村	21,736
力石村	24,28
小島田村	104,489
計	石 600,一

6表 地頭知行所の分給数
(享保7)

分給村数	地頭数		
	寛永1	享保7	明治1
村	人	人	人
1		13	1
2	14	31	6
3	16	55	15
4	4	53	16
5	5	40	9
6	5	15	5
7		12	4
8	1	10	5
9		5	2
10		1	
11		4	2
12		2	
13			
14		1	
15			
16			
17			
18			
19			
20			1
計	(45人)	242人	(66人)
地頭総数	(169)	242	248

(註) 寛永・明治期は一部分を示す。

それでは知行所の所領形態はどうか。蔵入地ないしは知行所の相互間における相給ないし分散知行形態が問題となる。

6表は、地頭知行所の分給村数を示したものである。ただし、寛永、明治の両期は闕本のため一部を示したものであるが、享保期と類似の傾向を示しているとみられよう。

享保七年の場合についてみれば、分給数一カ村をもつ地頭が一三人おり、最高一四カ村をもつ地頭が一人いる。二分給ないし五分給の者が圧倒的に多い。小給地頭の場合も分給を原則としているものとみられる。分給村数最高一四カ村をもつ地頭玉川善太夫(六〇〇石)を例示すれば7表のごとくである。

9表 真島村の地頭数(享保7)

地頭名	村知行高	内高	総知行高	給所村数
石川	63,一	五	石 300	村 8
長谷川	40,一		150	8
原	28,一		130	5
大恩	245,44		1,200	7
大島(太)	150,一		1,000	12
大興	20,一		130	6
大島(友)	30,一		100	4
渡河	18,698		100	3
河	12,6607		100	4
	20,一		180	7
竹岡	20,一		300	8
竹内	102.84		200	4
十河	86,一		350	8
弥津	100,一		150	3
長沢	68.55		150	5
成沢	45,一		130	5
上原	31.8324		200	6
上村	100,一		100	1
矢島	20,一		330	8
前島(助)	83.193		900	9
前島(四)	20,一		100	4
松村	35,一		100	4
近藤	47.34		75	3
青木(忠)	18,一		400	11
青木(五)	30,一		200	8
佐久間	20,一		130	6
宮島	30,一		350	6
日井	5.0643		100	7
榎田	20,一		130	4
望月	20,一		100	4
計	1530.6184			

(註) 元禄15年村高 1568石692

なお、明治期に降るにつれて分給数の激化傾向がみられ、二〇カ村に分給された者も出現している。ところで、地頭知行所の分給は村単位にみれば相給形態となるが、8表は享保七年における一四六カ村(知行所・蔵入地混在村)について村内の地頭(知行所)数を示したものである。つまり、一人の地頭(知行所)をもつ村、すなわち一給村が二八カ村あり、最高の三〇給村が一カ村ある。相給数の傾向としては二給―九給の村が八〇カ村(五五%)で過半数を占め、一〇給―一九給の村(二%)が三二カ村でこれに次ぎ、一給の村は二八カ村(一九%)である。二〇給―三〇給の村は六カ村(四%)である。概していえば、何人かの地頭(知行所)が存在する村が多かったということになる。ただし既述のごとくこれらの村には蔵入地が必ず混在しているから、右の地頭相互間の相給関係には、さらに蔵入地という相給関係をそれぞれ加算する必要があるが、右の表では地頭相互間の相給数のみにとどめてある。

8表のうち最高の三〇人の地頭をもつ真島村(更級郡)を例示すれば9表のごとくである。すなわち、例えば、地頭

石川吉右エ門は真島村に六三石の知行所をもっているが、彼の総知行高は三〇〇石で八ヶ村（真島村を含む）に知行所を分給されているといった具合である。なお、真島村の元禄一五年の村高は一五六八石六九二であるから、右表の村内知行総高一五三〇石六一八四を差引いた残高三八石〇七三六は蔵入地ということになる。真島村はこのように三〇人の地頭と藩の蔵入地とを合わせた三一人の領主の支配をうけていることになるわけである。

10表 松代藩地頭数別村数（郡別）享保7年

郡	●	□	○	△	計
更級郡	15 <small>村</small>	30 <small>村</small>	14 <small>村</small>	3 <small>村</small>	62 <small>村</small>
水内郡	7	43	15	2	67
埴科郡	3	3	1	0	7
高井郡	3	4	2	1	10
計	28 <small>村</small> (19%)	80 <small>村</small> (55%)	32 <small>村</small> (22%)	6 <small>村</small> (4%)	146 <small>村</small> (100%)

(註) ● 1人, □ 2~9人, ○ 10~19人, △ 20~30人

11表 松代藩地頭数別村数（地域別）享保7年

地域	●	□	○	△	計
里方	13 <small>村</small>	47 <small>村</small>	19 <small>村</small>	5 <small>村</small>	84 <small>村</small>
山中	15	33	13	1	62
計	28 <small>村</small>	80 <small>村</small>	32 <small>村</small>	6 <small>村</small>	146 <small>村</small>

次に、知行所・蔵入地混在の村一四六ヶ村について、知行所の分布状態を示したものが10表⁽²⁷⁾（郡別）と11表⁽²⁸⁾（地域別）であり、これを図表化したものが12表⁽²⁹⁾である。これらによって、享保期における知行所の分布状態を知りうる。ただし、これら知行所の分布の間に蔵入地が介在していることはいうまでもないであろう。

混在したかたちで行われたためである。総じて、松代城下周辺及び南部地帯は蔵入地として確保されており、地方渡

これら三表に現われた知行所分布の大体の傾向としては、郡別では千曲川東岸にあたる埴科・高井両郡に少なく、西岸にあたる更級・水内両郡に多い。地域別では里方（東部平野地帯）に重点がおかれながらも、山中（西部山間地帯）とほぼ折半に近いかたちとなっている（註112表中のクバ線は里方と山中との境界線を示す）。これは、ごく少数の例外を除いては、地方渡の方法が里分と山中とを

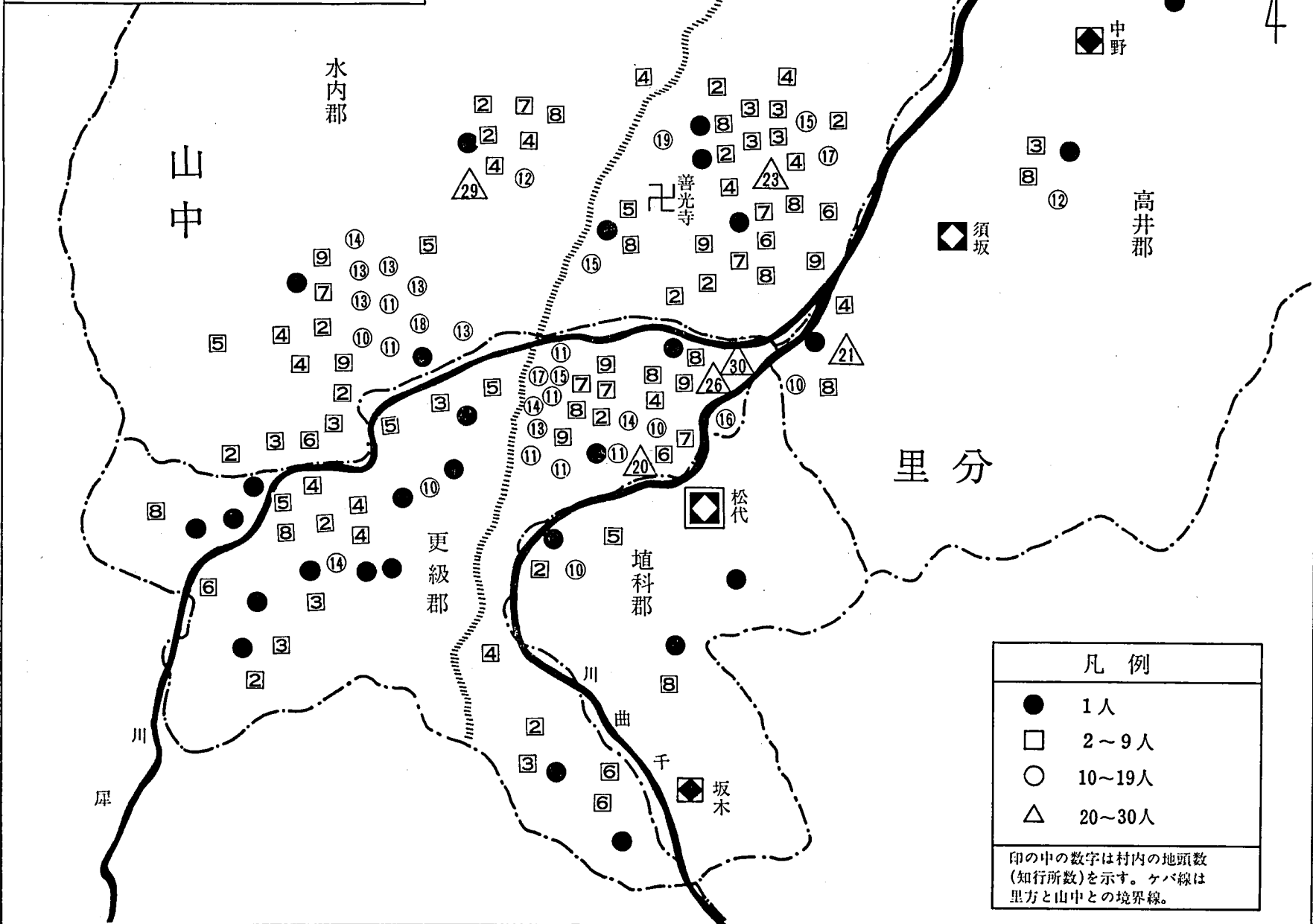
13表 杵淵村の地頭と所屬農民數

寛文6				天保12			
地頭	村内高	所屬農民數	ヤシキ數	地頭	村内高	所屬農民數	ヤシキ數
原民部	石 50.—	3(2)	軒 3	原進	石 50.—	16	軒 7
志村久左門	石 18.—	1(0)	軒 1	志村依右門	石 18.—	13	軒 7
小野植彦平四郎	石 50.—	3(2)	軒 2	小野喜平太衛	石 50.—	25	軒 10
小拓小幡吉右門	石 84.—	3(2)	軒 3	小野植彦清兵衛	石 84.—	34	軒 11
小總内彦右門	石 84.—	5(3)	軒 4	小幡内右主	石 84.—	38	軒 12
※白川安右門	石 100.—	3(1)	軒 4	○望月水門	石 25.—	15	軒 3
※田中平	石 84.—	5(3)	軒 5	○菅沼弥惣右門	石 30.—	11	軒 3
				○栗田右仲	石 20.—	11	軒 2
				○池村八太夫	石 15.—	8	軒 3
				○樋口一兵衛	石 15.—	9	軒 2
				○鹿野惣兵衛	石 10.—	8	軒 4
				○前	石 20.—	18	軒 4
計	石 554.—	27(15)	軒 26	計	石 505.—	231	軒 80
御新	石 50.—	4(1)	軒 3	本	石 94.034	51	軒 32
新	石 54.256			田	石 18.534		
備	石 658.256	農民數 23人	ヤシキ數 29軒	考	石 617.568	農民數 111人	ヤシキ數 112軒

14表 杵淵村農民の所屬地頭數 (藏納を含む)

所屬地頭數	農民數			
	寛文6	天保12		
		本村	入作	計
1人	16	23	15	38
2人	6	28	6	34
3人	1	13	3	16
4人		5	1	6
5人		10		10
6人		2	1	3
7人		1		1
8人				
9人		2		2
10人				
11人		1		1
計	23人	85人	26人	111人

12表 松代藩知行所分布図
(村別)
(享保7年)



凡例	
●	1人
□	2~9人
○	10~19人
△	20~30人
印の中の数字は村内の地頭数 (知行所数)を示す。ケバ線は 里方と山手との境界線。	

は千曲川西岸に集約されている。このうち、川中島通り（千曲川と犀川とに挟まれた合流地帯）と川北通り（犀川の北）は多給村を含めて分布が集中しており、特に千曲川を隔てて城下に近い川中島通りにおいて然りとす。しかし、山中、とりわけ水内郡の山間僻村に多給村を含めて分布が顕著である点が注目される。

それでは、知行所をもつ村々における地頭と所属農民との関係、ないしは知行地と所属農民所持地との関係はどうか。

まず、例を川中島の杵淵村（更級郡）にとつてみる。13表は寛文期と天保期における杵淵村の地頭と所属農民数との関係を示したものである。村高六五八石余、百姓数二三名のこの村は、寛文六年には八名の地頭が合計五五四石の知行をもっており、この他に五〇石の蔵納と五四石余の蔵納（新田）がある。八名の地頭は一名ないし五名の所属農民とをそれぞれ支配しており、蔵納（本田）にも四名の百姓がいる（二七人と四人は延人数）。しかし、これら地頭（蔵納）所属農民のうち全所持高を一地頭に所属している者は（ ）内の人数である。これによれば二三名のうち一六名がそれであり、大部分の農民が丸抱のかたちをとっており、いわば一作人一地頭の傾向をもっていたことにならう。右のような寛文期の状況は天保一二年になると大きく変化している。つまり、天保期には村高六一七石余（減石理由不詳）、百姓数一一一人（内、入作二六人）であるが、地頭数が一三名に増加しており（寛文期の二名が退いて七名が追加されている）、総知行高の減少、蔵納高の増加がみられる。また所属農民数が激増している。この段階では一作人一地頭のかたちはほとんど全く崩れている。

14表は杵淵村における農民の所属地頭数を示したものである。つまり、寛文六年には二三人の百姓のうち、一人の地頭に所属した農民は一人いたことになり、最高三人の場合は一一人いたことになる。上述のごとく、概して一農民に対する所属地頭数は少ない傾向（一作人一地頭）にあったものとみられよう。天保一二年にはこれが大きく変化し

て、所属地頭数が激増している。入作者についても同様である。複数の地頭に所属する百姓が激増し、最高一人の地頭に所属する百姓が一人いる。一人一地頭のかたちはほとんど全く影をひそめたといつてよい。

次に、13表のうち寛文期の「所属農民数」の内容を具体的に示せば15表⁽³²⁾のごとくである。つまり、八名の地頭と蔵納、計九名の領主支配下にある所属農民の名前と所得高を示したものである。例えば、杵淵村に知行高五〇石をもつ地頭原氏の所属農民は三人であるが、それは伝重郎(所持高一六石余)・又左エ門(二六石余)・権三郎(七石余)である。このうち〇印の二名は、上述のごとき意味での丸抱の農民であり、又左エ門だけは地頭小野氏にも所属している(14表参照)。他の地頭の場合もこれに準じている。なお、各農民に共通にみられる蔵納(新田)は別扱いである。次に、14表のうち、寛文期における農民の「所属地頭数」の内容を具体的に示せば16表⁽³³⁾のごとくである。つまり、例えば、八六石余土地所持の長右エ門は地頭白川氏(給所六八石余)と蔵納(領地二石余)の両領主に所属しており、しかも白川氏を主属地頭としている。新田はすべて蔵納扱いである。なお、複数地頭の支配下にあるとき、農民がどの地頭に主属するかは、原則的には、土地所持高の多寡や屋敷地の帰属などを主要な与件としているようである。

13表のうち、天保期の「所属農民数」の内容を具体的に示せば17表⁽³⁴⁾のごとくであるが、数が多いため地頭小幡氏を例示するにとどめる。つまり、ここでは杵淵村に知行高八四石をもつ地頭小幡清紀は三八名の所属農民をもつが、その百姓の名前・所持高が示されている。このうち、〇印の三名及び入作者三名のみが小幡氏に丸抱えである他は、所属農民はすべて他の地頭をも含めて複数の地頭に所属していることになる。次に、14表のうち、天保期における農民の「所属地頭数」の内容を具体的に示せば18表⁽³⁵⁾のごとくであるが、数が多いため蔵元を勤仕した一〇名の百姓について例示するにとどめる。例えば、土地所持高五四石余、頭立百姓である三之丞は地頭原隻之進ら八名及び本納(蔵納)、合計九名の領主支配下にあり、その所持地は各領主に分割支配されている。

15表 杵淵村の地頭と所属農民所持高（寛文6年）

藩士知行所の構造（鈴木）

地頭	村知行内高	所属農民数(延数)	知行所内農民・所持高	計	
1. 原	石 50.—	3人	○伝重郎門 16.736 ○又左エ門 26.247 ○權三郎門 7.037	} 50.02	
2. 志村	18.—	1	○治郎門 18.000		
3. 小野	50.—	3	○庄左エ門 17.14 ○市右エ門 23.90 ○又左エ門 8.94		} 49.98
4. 拓植	84.—	3	○五左エ門 49.55 ○太兵衛吉門 20.40 ○長左エ門 14.05	} 84.00	
5. 小幡	84.—	5	○太左エ門 15.825 ○弥五右エ門 7.433 ○市郎右エ門 32.612 ○市左エ門 23.85		} 84.373
6. 綿内	84.—	4	○源太郎門 4.653 ○文左エ門 15.92 ○弥五右エ門 26.19	} 84.00	
7. 白川	100.—	3	○權三郎門 21.186 ○三重郎門 20.704 ○長右エ門 68.60		} 100.00
8. 田中	84.—	5	○金左エ門 28.95 ○治郎門 2.45 ○五左エ門 4.12	} 83.627	
9. 蔵納	50.—	4	○又右エ門 19.476 ○九右エ門 11.10 ○半助門 25.544 ○源太郎門 23.387		} 50.000
			○長右エ門 12.7 ○金右エ門 22.8 ○文左エ門 14.45 ○治郎門 0.05		
蔵納(新田)	54.256	23	長右エ門 5.395 太左エ門 1.719 金右エ門 3.7 金左エ門 1.719 文左エ門 0.438 弥五右エ門 6.049 權三郎門 1.50 三重郎門 2.419 市郎右エ門 1.50 市左エ門 0.219 治郎門 2.679 權三郎門 0.655	五左エ門 5.76 太兵衛吉門 2.215 長庄左エ門 0.219 重左エ門 3.339 伝重郎門 1.919 又重郎門 1.023 九右エ門 1.0425 半助門 0.7845 源太郎門 5.149 又左エ門 3.775	} 54.287
計	給所分 石 554.— 蔵納分 50.— 蔵納(新田) 54.256	本田分 31人 新田分 23		本田分 604.— 新田分 54.287	

(註) 村高 658 石 256, 村百姓数 23 人。所持高計の一部に誤差あり。

16表 杵瀨村の農民と所属地頭(寛文6年)

農 民	主 属 地 頭	農 民 所 属 知 行 所 内 所 持 高		農 民 所 属 知 行 所 内 所 持 高	農 民	主 属 地 頭	農 民 所 属 知 行 所 内 所 持 高			
		石	五				石	五		
1 長右エ門	白川安左エ門分	86.695	五	68.6 12.7	14	長 吉	拓植彦四郎分	14.259	五	〇石植 〇蔵納(新田) 14.05
2 大左エ門	小幡吉右エ門分	17.544		5.395 15.825	15	庄左エ門	小野喜平太分	18.209		〇小野 〇蔵納(新田) 0.219
3 金右エ門	蔵 納 分	26.5		1.719 22.8	16	市右エ門	小野喜平太分	27.239		〇小野 〇蔵納(新田) 1.069
4 金左エ門	白川安左エ門分	30.669		3.7 28.95	17	伝 重 郎	原 民 部 分	18.655		〇原 〇蔵納(新田) 3.339
5 文左エ門	〔總内彦右エ門分 蔵 納 分〕	30.808		15.92 14.438	18	又 助	田 中 新 平 分	20.499		〇田中 〇蔵納(新田) 1.919
6 弥五右エ門	總内彦右エ門分	39.672		26.19 7.433	19	九右エ門	田 中 新 平 分	12.1425		〇田中 〇蔵納(新田) 1.023
7 植 七	總内彦右エ門分	22.686		21.186 1.5	20	半 助	田 中 新 平 分	26.3285		〇田中 〇蔵納(新田) 1.0425
8 三 重 郎	總内彦右エ門分	23.123		20.704 2.419	21	源 大 郎	田 中 新 平 分	33.189		〇田中 〇蔵納(新田) 2.387
9 市郎右エ門	小幡吉右エ門分	34.112		32.612 1.5	22	又左エ門	原 民 部 分	38.962		〇原 〇蔵納(新田) 4.653
10 市左エ門	小幡吉右エ門分	24.069		23.85 0.219	23	植 三 郎	原 民 部 分	7.692		〇小野 〇蔵納(新田) 8.94
11 治郎左エ門	志村久左エ門分	23.179		18.000 2.45						〇志村 〇蔵納(新田) 7.775
12 五左エ門	拓植彦四郎分	59.43		49.55 4.12						〇拓植 〇蔵納(新田) 3.037
13 大 兵 衛	拓植彦四郎分	22.615		20.4 2.215						〇拓植 〇蔵納(新田) 0.655
		計		石		村高		554.000		總所分
				50.000				54.256		蔵納分
				蔵納(新田)						蔵納(新田)

17表 杵淵村における地頭小幡氏と所属農民・所持高 (天保12年)

地頭	村内知行高	所属農民数	知行所内農民・所持高	屋敷(小幡分)	村内総持高
小幡清紀	石 84.一	人 38	新三 石 2.112 与左 5.975 要右 0.03 元左 2.919 伊右 7.426 市左 3.822 友右 12.94 (蔵元)友喜嘉 2.458 ○ 嘉右 2.904 郎丞門作門丞平門 0.924	石 1.224 0.676 0.924	石 8.069 54.326 46.167 39.413 25.292 26.978 21.646 4.364 6.394 0.924
			吉左 0.044 〇 伝右 0.395 甚右 2.934 三郎 0.788 惣左 0.344 保左 0.98 与左 1.546 七右 2.217 庄右 3.015 〇 庄右 0.332	0.644 0.524 0.344 0.748 0.332	1.095 7.192 6.362 10.381 0.394 8.881 5.35 4.95 4.477 0.572
			吉右 8.101 〇 弥五右 0.33 徳五右 0.869 金七右 0.508 友三郎 0.576 三清要 1.032 〇 三兵衛 0.46 〇 三兵衛 1.5 〇 三吉 0.308	0.336 0.436 0.576 0.324	20.696 3.487 0.869 8.88 1.02 1.248 3.042 2.48 0.716
			(役代)重岩九權彦惣作治久 (") 左右 (") 左右 (入作) " 左右 (") " 左右 (") " 左右 (") " 左右 (") " 左右 (") " 左右	0.644 1.055 5.184 0.724 0.534 0.117 0.474 1.625 0.438	0.196 (6.794) (2.465) (12.452) (3.019) (0.534) (0.117) (0.474) (3.08) (1.428)
			(計)	石 84.156	

(註) 所持高(計)に誤差あり。「村内総持高」は新田分を除く。

藩士知行所の構造(鈴木)

18表 杵淵村における蔵元と地頭との関係 (天保12)

蔵元	所屬地頭	知農所	内民高	同筆	同屋敷高	蔵元元仕	身分	農地持	民所高
市郎右門	藤前小本 田島幡 右兵清 仲庫紀	石	2.447 1.520 12.940 4.739	筆 4 1 17 7	石 — — 1.488	蔵元 蔵元 — —	頭立	石 21.646	
三之丞	原望月 植村幡 志池小菅本 準嘉八幡 主左喜右 進水衛門 兵工太清工 衛門夫紀太 納		9.934 3.6 5.408 2.662 9.756 5.975 2.935 3.519 10.15	18 7 11 2 13 7 5 8 15	— — 0.324 — — — — — 1.968	蔵元 蔵元 — — — — — — —	頭立	54.326	
新十郎	菅綿小本 野幡 惣内喜清 惣右平清 門太紀		2.605 1.317 0.468 2.148 1.100	6 2 1 4 1	0.512 — — — —	蔵元 — — — —	頭名立主	8.069	
要右門	樋野藤菅小拓 口惣田幡植 一兵右清兵 角衛庫仲門紀 衛門紀庫		7.341 2.806 1.059 2.185 0.66 3.684 3.444 8.09 1.245 1.718 7.805	14 4 4 2 1 5 6 17 2 3 18	0.168 — 0.256 — — — 0.344 0.836 0.360 0.260 0.420 0.076	蔵元 蔵元 — — — — — — — — — —	頭立	39.413	
元作	拓綿小前本 植内幡島 嘉右清兵 兵右清兵 衛門紀庫		11.245 2.382 9.395 2.147 0.852	17 4 16 4 4	0.372 0.728 — — —	蔵元 蔵元 — — —	頭立	25.292	
友之丞	小幡植嘉 綿内右門 菅沼惣右工 小幡清兵 前島兵納		2.458 1.906 3.263 1.827 1.788 2.429 1.195	4 3 4 3 3 5 5	0.676 — — 1.232 — — —	蔵元 — — 蔵元 — — —	(平百姓)	4.364	
甚右門	小野喜平太 小幡嘉兵衛 拓植嘉兵衛		3.008 1.546 0.796	5 4 2	0.872 — —	蔵元 — —	合地 (要右門)	5.35	
保右門	池村八太夫 沼植惣右工 拓植嘉兵衛		0.864 2.091 2.154 0.457	1 4 5 1	0.864 — — —	蔵元 — — —	合地 (三之丞)	5.521	
七郎右門	志村左工門 小幡清兵衛 拓植嘉兵衛		0.353 2.795 0.532 0.796	3 9 2 1	{0.116 0.072 — 0.796	蔵元 — — —	合地 (市郎右門)	4.477	

藩士知行所の構造(鈴木)

(註) 「農民土地所持高」は新田分を除く。

19表 杵淵村の市郎右エ門と地頭

寛 文 6			
地 頭	所持高	筆 数	ヤシキ数
小幡吉右エ門	石 32.612	筆 65	軒 1
本 田 計	32.612	65	1
新 田	1.5	1	
合 計	34.112	66	1
天 保 12			
地 頭	所持高	筆数	ヤシキ数 蔵 元
小幡清紀	石 12.94	筆 17	軒 —
藤田右仲	2.447	4	— 市郎右エ門
前島兵庫	1.520	1	— 市郎右エ門
本 納	4.739	7	1 —
本 田 計	21.646	29	1 2
新 田	0.276		
合 計	21.922	30	1 2
弘 化 2			
地 頭	所持高	蔵 元	
小幡清紀	石 6.711	—	
藤田右仲	2.447	— 市郎右エ門	
—	—	—	
本 納	4.739	—	
本 田 計	13.897	1	
新 田	0.2916		
合 計	14.1886	1	

以上のごとき杵淵村の状況を百姓個人市郎右エ門について例示してみよう。19表は市郎右エ門と所属地頭との關係を示したものである。彼は寛文期には所持高三四石余のうち三二石余を地頭小幡氏に所属し、新田の蔵納を別にすれば、一作人一地頭の形態をとっている。ただし、13表及び15表でみた通り、小幡氏は村内知行高八四石をもち、五人の所属農民をもっており、このうち市郎右エ門ら三名は丸抱の百姓であり、小幡氏を主属地頭としている。右の状況は天保期になると大きく変化し、所持地二一石余のうち本田四石余と新田二斗余は本納（蔵納分）となり、残高一六石余が三名の地頭に所属している。各地頭所属の所持地は細分化され、しかも市郎右エ門は主属地頭の市郎右エ門に対してではなく、主属地頭でない小高の藤田・前島両地頭の蔵元を勤仕している。しかも、屋敷地は蔵納分に所属しているのである。弘化二年には所持高が減り、地頭前島氏が消えている。なお、市郎右エ門が主属地頭の蔵元を勤仕していな

21表 地頭と所属農民数(寛文6年)

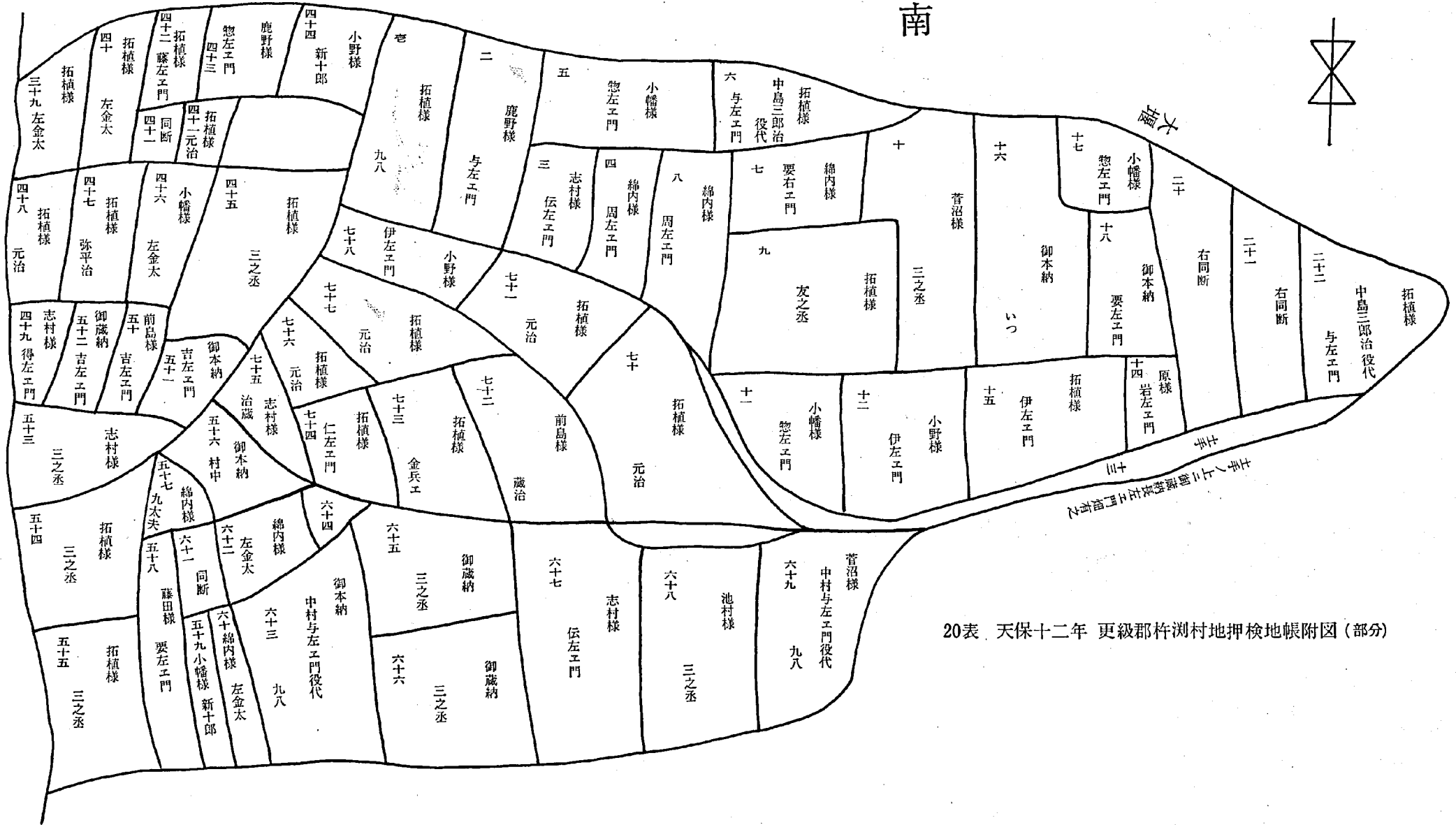
村	地頭	知行高 石	所属 農民 数 人	全 持 農 民 数 人	高 所 農 民 数 人
大室村	恩田 奎	100.—	8	(8)	
	禰津 三十郎	100.—	8	(8)	
	師岡十郎右エ門	22.01	16	(16)	
	木村伝右エ門	48.9837	3	(3)	
	金井三右エ門	100.—	7	(7)	
	禰津八郎右エ門	76.565	5	(5)	
	岩崎 外記	100.—	7	(7)	
	大瀬又右エ門	50.—	4	(4)	
	白川太兵衛	2.6613	1	(1)	
計	地頭 9人	808.393	59	(59)	
	蔵納(新田)	213.648			
北郷村	大熊 鞆 負衛	50.—	5	(3)	
	片岡 理喜母	30.—	4	(2)	
	原 頼母	75.—	6	(3)	
	小幡長右エ門	50.—	7	(4)	
	玉川 左門	50.—	5	(4)	
	蔵納	155.92	15	(11)	
	蔵納(新田)	11.—	—	—	
計	地頭 5人	255.—	42人(延数)	(27)人	
	蔵納	155.92			
	蔵納(新田)	11.—			
			34(実数)		

いのは、小幡氏主属の他の農民中から蔵元(友之丞—18表参照)が任命されているからである。以上のごとく、百姓市郎右エ門の場合についても、杵淵村全体の傾向がそのまま顔をだしているといつてよいのである。

それでは、地頭および藩の領有地と所属農民所持地とは具体的にどう分布存在していたのか。20表は杵淵村の天保一二年における地押検地帳の附图(下書)の一部を示したものである。上述の各表でみられた杵淵村内の土地領有—土地所持の関係が、正にここに端的に示されているといつてよい(石高の記載欠)。例えば、図表中の「壹」番地は地頭拓植嘉兵衛の知行地であり、百姓九八の所持地である。「六十六」番地は藩の直轄領(蔵納・本納)であり、百姓三之丞の所持地であるといった具合である。天保期の場合には、各領主の領地は一箇所に集中していたのではなく、かくのごとく著しい分散錯綜をみせているのである。寛文期のそれは史料を欠くが、13表以下の上掲各表などからみて、天保期ほどには錯綜はなかったものと推測される。何れにせよ、この分散錯綜性は地頭知行権の脆弱性を示す一徴表となる。

なお、ここで杵淵村以外の村の寛文期に

南



20表 天保十二年 更級郡杵淵村地押檢地帳附図 (部分)

22表 杵淵村農民土地所持高階層

持高	寛文6	天保12			弘化2		
		本村	入作	計	本村	入作	計
石	人	人	人	人	人	人	人
5以下	1	59	20	79	75	18	93
5~10	5	15	5	20	22	4	26
10~	5	4	1	5	4	1	5
20~	10	4		4	3		3
30~	5	1		1			
40~		1		1	1		1
50~	1	1		1	2		2
60~							
70~							
80~							
計	23	85	26	111	107	23	130
村高	石 658. 256			石 617. 568			

に近いが、それでも一作人一地頭の傾向をもっている。この両村や杵淵村にみられるように、寛文期―近世前期においては村によってタイプはあるが、知行割の分散分郷形態下でありながらも、農民の地頭所属の形態は一作人一地頭の傾向をもっていたものと解されよう。近世後期とは異ったそれである。

以上のような寛文期―近世前期より天保期―近世後期への変化の因由としては、藩の知行割政策および農民層の分解現象などが一応考えられる。

藩の知行割政策については、上述してきたところでもあるが、要するに、検地によって創出された石高制・免相制を基盤とし、物成渡知行を前提としたところからくる、村に対する分散分郷知行割方式の必然化、地域に対する里分・山中の混在知行割方式の採用、農民に対する所持地細分支配化、などがみられた。それは村免と地方渡平均免との

おける地頭と所属農民数との関係について若干例をあげておこう。21表がそれである(13・15表参照)。

21表⁽³⁸⁾によれば、村高一〇二三石余、農民数五九人の大室村(里分)の場合は、九名の地頭がいる。このうち、()内の「全持高所属農民数」(全持高を一地頭に所属)は地頭の「所属農民数」と同数であるから、農民全員が一作人一地頭の形態をとっている(新田は蔵納分)。また、村高四二一石余、農民数三四人の北郷村(山中)の場合は、五名の地頭と蔵納合計六名の領主下であり(新田は蔵納)、このうち()内の「全持高農民数」は「所属農民数」のほぼ半減

23表 上平村農民土地所持階層

年次階層	慶長7	万治1	寛文6	元文3	宝暦12	天明7	寛政12	文政11	明治1
1石未満	9		7	6	29	46	38	59	80
1石以上	13	4	10	23	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩
5 "	⑭	14	9	⑰	25	18	22	17	19
10 "	10	⑳	㉑	17	14	1	3	3	2
20 "	6	4	6	3					
30 "	1	1	1	3					
40 "	1								
50 "								1	1
60 "									
70 "					1				
80 "							1		
90 "									
100 "						1			
110 "									
計	人 54	人 34	人 54	人 79	人 129	人 143	人 153	人 166	人 192

註 (1)入作を除く
(2)村高=慶長485.石597 寛文593.石17

よび農民所持地支配の細分化などの激化を招来したものとみられる。

それは例えば、上述の杵淵村における寛文—天保・弘化の両期の農民土地所持—農民階層を対比させた22表⁽³⁹⁾によっても明らかであろう。また、上平村(更級郡)の慶長七年—明治元年の間における農民土地所持階層を示す23表⁽⁴⁰⁾によっても知られよう。土地所持高の中心は一〇石前後—二〇石の階層から五石以下の階層へ移動。両極分解激化。

これをさらに裏付けるものとして、松代藩領の諸村の若干例を簡略に示せば24表⁽⁴¹⁾・25表⁽⁴²⁾のごとくである(詳説略)。

過不足の調整、ないしは地頭の利害均分化を必要としたためとみられるが、他方また、理由不詳の場合もある。例えば知行高二〇〇石の地頭に対する知行割は少なくとも一カ村ないし数カ村で済むものを、一〇カ村に分給し、しかも一カ村の分給高が六斗とか三升といった場合もある。しかし、何れにせよ、このような知行割が基本的には当時の農民の土地所持状態に規制され照応したかたちでなされたものとみられよう。すなわち、寛文期には土地所持高一〇—二〇石を中心とした少数の農民構成をとっているために、知行割は、近世後期に比べては、一農民—地頭の傾向が強かったといえよう。しかるに、天保期には農民階層分化の激化に伴ない、分散分郷化お

24表 松代藩領農民土地所持高階層 (寛文6年)

階層	村名	網掛村	上平村	上五明村	郡村	矢代村	関屋村	欠村	桑根井村	柴村	東条村	下水島村	原村	石川(上組)	四ノ屋村	杵淵村	中沢村	川合村	牛島村	大室村	栗河田村(塚本組)	米熊村	原村	高野村	小田原村	細見村他	鹿谷村	奈良井村	小市村	北郷村	上松村	仙仁村
1石未満		7	10	4	1	4	1	1	1	9	5	2	1	4	1	4	1	4	5	2	2	3	3	2	1	1	5	5	1	1	1	3
1石以上		2	9	4	19	7	1		1	6	7	2	3	4	2	1	4	3	10	2	2	3	6	2	1	6	5	6	1	1	1	3
5	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦		⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯	⑰	⑱	⑲	⑳	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	㉖	㉗	㉘	㉙	㉚	㉛
10	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦		⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯	⑰	⑱	⑲	⑳	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	㉖	㉗	㉘	㉙	㉚	㉛
20	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦		⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯	⑰	⑱	⑲	⑳	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	㉖	㉗	㉘	㉙	㉚	㉛
30	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦		⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯	⑰	⑱	⑲	⑳	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	㉖	㉗	㉘	㉙	㉚	㉛
40	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦		⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯	⑰	⑱	⑲	⑳	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	㉖	㉗	㉘	㉙	㉚	㉛
50	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦		⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯	⑰	⑱	⑲	⑳	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	㉖	㉗	㉘	㉙	㉚	㉛
60	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦		⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯	⑰	⑱	⑲	⑳	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	㉖	㉗	㉘	㉙	㉚	㉛
70	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦		⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯	⑰	⑱	⑲	⑳	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	㉖	㉗	㉘	㉙	㉚	㉛
80	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦		⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯	⑰	⑱	⑲	⑳	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	㉖	㉗	㉘	㉙	㉚	㉛
90	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦		⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯	⑰	⑱	⑲	⑳	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	㉖	㉗	㉘	㉙	㉚	㉛
計	22	54	44	47	127	33	7	19	28	50	38	60	20	26	23	29	50	38	59	26	18	5	19	7	15	27	41	36	35	21	15	

(注) 入作人を除く。

すなわち、寛文六年度を示す24表においては、農民数は比較的少なく、かつ土地所持高の中心がおおむね一〇〜二〇石の階層におかれている。これに対して、安政六年度を示す25表(松代藩全村統計)においては、小農民層を伴う農民数の激増、両極階層分化などがみられ、土地所持高の階層の中心は五〜一〇石の階層、とりわけ五石以下の階層へ移動している。

25表 松代藩領農民主地所持階層(全村)寛政6年

階層	地域		計	
	里分	山中		
5石未満	16099人	10450人	26549人	(84%)
5石以上	2352	1085	3437	(11%)
10 "	996	198	1194	(4%)
20 "	224	37	261	
30 "	54	3	57	
40 "	40	2	42	
50 "	18	3	21	
60 "	7		7	
70 "	3		3	
80 "	1	1	2	
90 "	1		1	
100 "	3		3	
110 "	2		2	
120 "				
130 "	1		1	
計	19801人 (62%)	11779人 (38%)	31580人 (100%)	
入作人数	3888人	1605人	5493人	
村数 (枝村含む)	166村	160村	320村	

(註) 本表の数値は村内持高(出作高を除く)

準じたような近世前期的な傾向をもっていたものとみられるのではないかと思われる。なお、文禄太閤検地(上杉領時代)の中・下両氷飽村の場合は寺尾氏・小幡氏など地頭給人領が蔵入地と共に混在し、一作人は一給人に専属するかたちをとっているが、この点も真田氏松代藩の知行形態との関連を示しているように思われる。

IV 地頭知行所の支配機構

松代藩地頭の家臣団(陪臣)構成については、分限帳類を欠くため、その全貌を詳らかにしない。ただ、管見によれば、例えば鎌原石見(家老、千石取)の家臣が「鎌原石見様御内、杭全多右エ門様」といったかたちで散見する。鎌原

それでは、寛文期以前はどうか。26表⁽⁴³⁾は慶長期を中心としたものであるが、土地所持高の中心は一〇五石の階層、ないしそれ以下にある。これは寛文期のそれにやや逆行した傾向、後期のそれにやや近接した傾向を示しているが、これは寛文期が指出検地帳(惣高改帳)に、慶長期が本検地帳に拠った資料の差異からくるものとみられる。この点については詳述を略すが、何れにせよ慶長期においても寛文期に

26表 文禄・慶長期松代藩領農民土地所持階層

年次	村									
	文禄1	//	慶長7	//	//	//	//	//	//	//
階層	中水飽村	下水飽村	網掛村	上平村	新山村	中俣村	上稻積村	下稻積村	岩草村	仙仁村
1石未満	⑬	⑭	3	9	15	21	16	⑮	⑯	8
1石以上	9	5	⑰	13	⑱	⑲	⑳	19	20	⑳
5 "	5	3	7	⑭	18	30	8	2	22	4
10 "	6	3	8	10	4	8	3		7	2
20 "	5	1	1	6	1	2	1		1	1
30 "	1	1	1	1	1			1		
40 "										
50 "										
計	人45	人32	人38	人54	人80	人130	人54	人50	人76	人24

(註) 入作を除く。

家臣となった田島榮左エ門は文政六年誓詞を提出しており、また、杭全卯右エ門は文政六年勝手掛となった際、誓詞を指出している。なお、後述の依田家(百石取)の場合は、数人の若党・中間衆がみえる。すなわち、安政二年「年中諸用日記」(依田家文書)によると、次のような内容の記事がある。

二日半 (二百文) 久右エ門 年頭供、無尽之節

藩士知行所の構造(鈴木)

家文書(大平喜聞多氏蔵)の家来請状によれば、寛政五年、嘉永二年の間に両角又右エ門をはじめ五名の家臣名がみえる。ただし、これは「勝手掛」であり、常置人員は二名だったようである(これ以外の掛り不明)。また各村(城下町)から下級家来を高一〇石とか三俵扶持とかで採用しており、寛政五年、嘉永五年の間の数は、伊折村の和田孝之助をはじめ一六名を数えている。ただし、常置人員は五、六名位か。27表の軍役表によれば鎌原家は三〇人の従僕を必要としたが、平時は小人数だったものと推測される。次の頁に掲げた請状は高一〇石取の譜代家来として取立てられた領内岩草村(上水内郡)の朝日喜平治から文政七年杭全卯右エ門(鎌原家勝手掛)宛に出されたものである⁽⁴⁴⁾。また新知七五石拝領の地頭田野口村小林唯蔵は二人の家来を取立て嘉永七年その一人小林多蔵に次頁掲載の扶持宛行状を交付し、これに対する請状を提出させている⁽⁴⁵⁾。なお、鎌原家の

三日半 文蔵(代官丁)

裏堀之節、舞鶴山入供、御殿迄供(二回)、祐太郎供

(三百文)

二日一夜 利藤太(岩下長屋)

お里よ

(三百文)

二日半 順平(竹山丁)

御馳走御用若党、無尽之節

(三百文)

三日半 三ツ八郎(竹山丁)

御馳走御用草履取、無尽之節、半右エ門

(三百文)

二日 おふて(横町) 味噌仕入

これによると、日銭を支払っているところからみて、常勤ではなく、かれらは自宅居住で、その都度、依田家に勤務し、日当を受取っていたものとみられる。ただし、若党、草履取、外出御供、などをしているのもので、依田家の家臣はかかる形で保持されていたものとみられる。27表の軍役表によると依田家(百石取)は従僕3人の軍役量である。

御請証文

私儀今年三拾三歳罷成候、今般御屋敷様御普代御家頼被付御宛行高拾石永々被下置御用可相勤被仰付真加至極難有仕合奉存候、向後弥以身上相慎御家法相守御奉公精勤可仕候、菩提所宗旨之儀者代々禪宗ニ而大安寺村大安寺ニ御座候為後日御請証文仍如件

文政七甲申九月

岩草村

朝日喜平治 ㊦

同村親類御請人

嘉惣治 ㊦

同村親類御請人

源四郎 ㊦

(鎌原石見様御内)

杭全卯右エ門殿

其方為扶持、玄米壹人扶持宛行之畢、全可收納者也

嘉永寅年正月十五日

小林唯藏 ㊦

小林多藏とのへ

差上申御証文之事

- 一、此度御家来御取立被成下、難有奉存候、右二付御家之御法度相守可申事
- 一、御用之外、帶刀并御提灯相用申間敷候事
- 一、勤仕之儀、万端他見他言仕間敷候事

右之通、堅相守其外御条目之趣、急度相慎可申候、此段御請申上候、以上

嘉永七甲寅年正月十五日

小林多藏 (爪印)

小林唯藏様

なお、27表⁽⁴⁶⁾のように藩定の軍役規定に基づく地頭関係の従僕数などが知られる。この軍役表は文政九年の松代藩軍役規定と享保七年の分限帳とを照応させて算出した数値である。このうち、従僕は五九石取以下一人、一〇〇—一四九石取三人……一二〇〇石取以上三六人を出す規定である(蔵米取は石高換算により同様に積算される)。ただし、一部上級地頭を除いては、一般中小地頭の場合は簡略な家臣構成ないし役人構成をとっていたものと推測される。

何れにせよ、城下常住の地頭は彼の知行所支配のために、城下においては彼の家臣をして政務をとらせ、知行所においては所属農民の中から選んだ「蔵元」(蔵本)において、手代的役割を課すという仕法をとっている。

藩士知行所の構造(鈴木)

27表 松代藩軍役表(享保7) [文政9年軍役定に拠る]

知行高	地頭 数	従僕		馬		鉄砲		鎗		弓		幕		騎兵	
		一人 当	総数	一人 当	総数	一人 当	総数	一人 当	総数	一人 当	総数	一人 当	総数	一人 当	総数
59石以上	人 7	人 1	人 7	疋	疋	挺	挺	筋	筋	張	張	張	張	騎	騎
60以上	33	2	66												
100 "	88	3	264												
150 "	35	4	140												
200 "	31	6	186	1	31							1	31		
250 "	6	7	42	1	6							1	6		
300 "	15	9	135	1	15	1	15					1	15		
350 "	7	10	70	1	7	1	7					1	7		
400 "	3	12	36	1	3	1	3	1	3			1	3		
450 "															
500 "	4	15	60	1	4	2	8	1	4			2	8		
550 "	1	16	16	1	1	2	2	1	1			2	2		
600 "	5	18	90	1	5	2	10	2	10			3	15		
650 "	2	19	38	1	2	2	4	2	4			3	6		
700 "															
750 "															
800 "	1	24	24	2	2	3	3	2	2	1	1	4	4		
850 "															
900 "															
950 "															
1000 "	3	30	90	3	9	3	9	3	9	1	3	5	15	1	3
1100 "	1	33	33	3	3	4	4	3	3	2	2	5	5	1	1
1200 "	1	36	36	3	3	4	4	4	4	3	3	6	6	1	1
計	人 243	人 1333		疋 91	挺 69	筋 40		張 9		張 123		騎 5			
蔵米取数 1570人 { 士 244(別記一略) { 足軽 1116 { 仲間 210 [其他59]															
幕府軍役[10万石] (慶安2)				人 2155	騎馬 170	鉄砲 350	鎗 150	弓 60	旗 20						

藩士知行所の構造(鈴木)

知行所の現地支配機構についてみれば次のごとくである。

知行所の現地支配機構としての「蔵元」(蔵本)の存在については、近世前期の史料を欠くが、後期とほぼ同様のものが類推される。杵淵村の天保十一年「御給所御免相御書上帳」⁽⁴⁷⁾によれば、この村には一三人の地頭が合計五〇〇石の知行所をもっているが、彼らの蔵元を勤仕していた者は次の通りである。

(注) 村内知行高

望月主水様御蔵元	三之丞	望月二五石
原隼之進様同断	新十郎	原五〇石
菅沼弥惣右エ門様同断	甚左エ門	菅沼三〇石
綿内右門様同断	保左エ門	綿内八四石
小野喜平太様同断	仁左エ門	小野五〇石
池村八太夫様同断	七郎左エ門	池村一五石
志村叡左エ門様同断	元治	志村一八石
拓植嘉兵衛様同断	要右エ門	拓植八四石
樋口一角様同断	市郎右エ門	樋口一五石
鹿野惣兵衛様同断	友之丞	鹿野一〇石
藤田右仲様同断		藤田二〇石
前島兵衛様同断		前島二〇石
小幡清紀様同断		小幡八四石

これらの蔵元は各知行所所屬農民中より地頭が選任勤仕させるもので、年貢小役の収納事務を主任務とし、知行所

藩士知行所の構造(鈴木)

内の土地人民の管理移動事務なども扱う。また、地頭賦課の御用金、無尽金などの斡旋なども行なっている。これらについては後述する。蔵元は手当として「御蔵元給」をうけているが、知行所によって給与額など異なる。例えば、嘉永五年依田甚兵エの知行所小鍋村(村内知行高一〇石)の蔵本孫右エ門は銀五匁を給付されており、大熊村(一九石八斗八合)の蔵本喜右エ門は所持高の内から高五石を免租されている⁽⁴⁸⁾。

ところで、蔵元の選任はどのような基準でおこなわれたか。これに関する法的史料を欠くが、おおよその傾向を指摘しうるように思われる。つまり、一部の例外を除いては、知行所内の所持高の多い者および知行所内に屋敷を所持している者が選任される傾向が強いように思われる。例えば、上掲18表「杵淵村における蔵元と地頭との関係」(天保一二年によれば、蔵元一〇名のうち大部分が上記条件をもっている。なお、平百姓・合地百姓などの小農までも蔵元になっているのは階層分化の著しい後期の現象とみられよう)。

このように蔵元は、いわば私庄屋的なものではあるが、その職務範囲権限は知行所内に限られており、しかも物成渡知行の関係から藩の規制をうけているので、名主の統制下におかれる面が少なくなく、その権限は名主に比べては著しく弱小であった。例えば、知行所内の年貢収納は村免で蔵元によって行なわれるが、三ツ五分渡で村内操作が行われるので、全体としては名主の統制下におかれることになり、また人別・検地入用、村入用なども名主扱いとなるなどである。要するに、まず村―名主があり、その枠内での知行所―蔵元という限られた任務となる。しかし、何れにしても、松代藩の農村支配機構としては、蔵入地のみならず、郡奉行―名主という機構であり、蔵入地・知行所混在の村では大名(郡奉行)―名主と地頭―蔵元という二重の支配機構をもっていたことになるのである。なお、真田氏の上田藩時代にも、右の蔵元に類推されるものとみられる「御蔵本」があったことは既述した。

V 地頭知行所の貢租

松代藩地頭知行所の貢租収納の実状はどうか。延宝二年の左記の布令はこの収納に関する基本規定である。⁽⁴⁹⁾

覚

一、年貢之内米ニ而納候分者寛文京升ニて粃菥俵ニ付黒米式斗八升宛可納、但つき米納候儀一切可為無用、附山中者米納不可有之事

一、山里役大豆百石ニ付六表宛可納事

一、役綿百石ニ付四拾目宛可納之、但綿百目ニ付粃納八斗宛ニ可次之事

一、役荏百石ニ付參斗宛可納之、但荏菥斗ニ粃菥斗五升ニ可次之事

一、ごまは百石ニ付五升宛可納之、但粃一倍ニ可次之事

一、入木百石ニ付菥ヶ月ニ式駄可出之、但三尺繩ニて可納之、木は何木ニ而茂其所ニ有合之木ニて可納事

一、入藁百石ニ付菥ヶ月ニ付三駄つつ可出之、但六尺繩ニて可納之、地頭用次第藁ニて急度可納之、相殘分者代

銀菥駄ニ付六合宛可納之、山中之儀者藁代銀ニて可出之、青草者山付式駄ニて可次事

一、かりほし百石ニ付式拾駄宛可納之、但六尺繩ニて可納之事

一、夫銀百石ニ付式拾八匁可出之并に江戸上下之節者高崎夫銀百石拾仁匁往還には式拾四匁可出之、此外江戸往

來之刻人馬一切不可出之事

一、小麦小豆大角菥斗ニ而粃菥斗五升ツツ可次之

一、大麦蕎麥菥斗ニ而粃菥斗ニ可次之、つき麥蕎麥引貫等者一切可為無用事

藩土知行所の構造(鈴木)

- 一、わら疋耆杖ニ付耆升宛可次之、かますも可為同前事
- 一、人馬遣候儀年中二百石ニ人足仁拾人馬拾疋可出之、但地頭屋作之節者可為各別勿論人馬遣候は、地頭可為扶持事

- 一、垣そた百石ニ付耆年二三駄宛、但耆駄ニ四束付三尺縄ニて可納之、此外にくい木へい木一切可為無用事
- 一、門松松足共に一切不出之事

右条々自先規雖為制法、今度改之、急度被仰出候間、此旨可被相守之、若違犯之事於有之可為御仕置者也

延宝二寅年十一月十一日

ただし、右の「覚」は奥書文言にみられるように、地頭宛のものである。同文が農村宛にもだされているが、その奥書文言だけは異なり「右品々書付之通地頭方江可納之、此外非分之儀有之候者、書付を以急度申出者也」となっており、差出者は郡奉行の「河野与左エ門[㊦]、村上勘助[㊦]」の兩名となっている⁽³⁰⁾。

ところで、右の地頭宛「覚」によれば「右条々自先規雖為制法、今度改之」云々とあるところからみて、また懸紙の表書に「給所江納物之儀、改而御達書、延宝度」とあるところからみて、この規定は延宝二年より施行されたことを示しており、しかも「改之」とは改正ではなく、改めて確認の意味に解されよう。したがって、この規定は真田氏の松代入封当初から施行された知行所収納に関する基本規定だったものとみられる。本規定は版籍奉還まで継続施行されている。

右の「覚」についての詳述は略すが、第一条は本年貢の米納に関する規定である。松代藩では粃納建であるが、その一部が米納される場合の換算比を粃二俵(五斗プラス粃三升入)に対して黒米(玄米)二斗八升(二斗五升プラス延米三升)と規定しているのである。ただし、搗米納入の義務はなく(注Ⅱ米を提出させられた場合は地頭から搗賃を貰う)また山中

(西部山間地帯)の村々は米納の義務はない(注)Ⅱ¹ 粃または大豆納)とされている。第二、三四条は本年貢、粃の一部を特殊現物によって代替納を要求されるいわゆる「役大豆」「役綿」^(真綿)「役荏」(時に「こま」が加えられる)に関する規定であり、第五条以下はいわゆる小物成・小役の類に関する規定である(ただし、後代に至り半知借上実施の際も、小物成(小役)は本知高通り全額収納をなした)。なお、第一条に三ツ五分渡方式に関する記述がみえないのは、大前提的事項の故とみられ、また農村向としては必要がないためであろう。

既述のごとく、真田松代藩では地頭に対して、「山河竹」及び新田を除いた田畑を対象として、三ツ五分渡の物成渡知行形態をとり、収納の過不足決済方式を採用した。役代納・小役(小物成)などについても、上掲規定によって一定の枠内での収取が行われた。その際、村名主の全村的な統制下にありながらも、知行所内に設定した独自の支配機構である蔵元を通じて、知行所の貢租収取をおこなった。したがって、本年貢・小物成・小役ともに、自己の責任において収納を行なうが、一定率の枠の限度内においてのそれである、という基本的性格をもっていたのである。

以下知行所の徴租の具体例を若干あげてみよう。地頭側の史料と蔵元側(農村側)の史料の双方からみることにする。
第一例―地頭依田家の場合^(註)以下、依田家史料は依田忠雄氏蔵。

依田家には依田又兵衛宛の慶安三年八月二十五日付初代信之高一〇〇石領知朱印状が現蔵されているが、以後一〇〇石の地方取であり、幕末期には藩の目付ないし代官を勤仕している。前掲、享保七年「御分限帳給所附」によれば、依田縫殿進の知行高一〇〇石は「四拾六石大熊村、式拾三石八斗八合小鍋村、三拾石壹斗九升式合小森村」と三ヵ村に分給されている。享保一六年「小物成并小役覚帳」によってもこのことが知られる。

文化六年より幕末期にかけての依田家の免相目録(免相帳)があるが、これは前掲の藩の「給所免相帳」に相当する依田家分のものである(上掲、二〇一の「常田衛門」の例参照)。

左に、文化六年度分の依田家免相目録を掲げる。郡奉行より出された依田氏宛のものである。

依田奎右エ門殿

高百石

内 訳

一、高拾三石八斗八合

小鍋村

一、高式拾六石壹斗九升式合

大熊村

一、高拾石

小森村

五拾石

御借高

一、高拾石

小鍋村

取 靱 九表壹斗

一、高拾九石八斗八合

大熊村

取 靱 式拾三表三斗八升四合八勺

一、高式拾石壹斗九升式合

小森村

内

壹石四斗七升八合

跡々永引

四斗三升六合

古堰形卯三年引

三ッ
残拾八石式斗七升八合

取 靱 式拾表式斗三升五合七勺

本知 百石内

高合五拾石

取糶 合五拾三表式斗式升五勺

本途三ツ五分糶七拾表 御納可被成候

本途三ツ五分糶内取糶引

不足拾六表式斗七升九合五勺

口糶式斗四升八合四勺

本口合拾七表式升七合九勺

上原友左エ門方
御請取可被成候

(文化六年)
巳十二月

渡辺友右エ門 ㊦
(外二名略)

右史料によれば、知行高一〇〇石の依田左右エ門は、小鍋村など三カ村に給地をもっているが、このうち半知借上で知行高の半分を藩へ借上げ、残り半分を直支配している。半知借上分は蔵入地と同扱いをうける。村免はすべて蔵入地・給所ともに藩定の同免である。そこで依田氏は残高五〇石について、各村免による取糶の合計五拾三俵二斗二升五勺を収納することになる。しかるに、三ツ五分物成渡定法による収納糶は七〇俵であるから、差引一六俵二斗七升九合五勺の不足となり、口糶(米一石に付米三升の割)二斗四升八合四勺を加えた一七俵二升七合八勺が藩庫から補給されるのである。なお、不足俵は、幕末には代金渡となっている。史料中の上原氏は代官、渡辺氏らは郡奉行である。

右のごとく、郡奉行は免相目録を地頭本人に通達すると同時に、知行所所在の村へも通達する。村では村方三役と

蔵元らが連署でこの免相を御請けした旨の請書を「御給所御免相御書上帳」のかたちで郡奉行所へ提出した。依田家関係の例を欠くので、天保一一年杵淵村の場合を例示すれば初出の部分は次の通りである。⁽⁵²⁾

子御給所御免相御書上帳

望月主永様

御本知

一、高式拾五石

内 訳

高拾式石五斗 御借高

四ツ三分

高拾式石五斗

御收納

取廻式拾壹表式斗五升

右のごとき記載例によって、杵淵村の一三名(知行総高五百石)の地頭の免相と取廻などが記述され、最後に「右之通、御給所様方御高当子御免相御指引頂戴仕候」とある。そして末尾に、村方三役と蔵元一〇名(兼任三名)とが郡奉行所宛に連署しているのである(一九五頁所載の同書上帳を参照)。

さて、右のごとき免相目録に基づいて蔵元は所属農民から徴租を行ない、その結果を皆済目録として報告している。これらの皆済目録は何れも、本年貢三ツ五分物成渡取納決済方式と上掲延宝二年の知行所取納基本規定に基づくため、また近世後期は村免は定免が多いので各年度の大枠は殆んど変りなく、部分的な年度差にとどまっている。次に、依田家の例をあげてみよう。知行高一〇〇石の地頭依田氏は小森・大熊・小鍋の三ヵ村に知行地をもっているが、各村の蔵本よりそれぞれ「御年貢并御小役皆済目録御書上帳」を提出させており、その末尾には「右之通当卯御

28表 依田氏知行所年貢・小役収支 (安政2年)

知行所村	種元 本知行所高	平均高	本口數	欠元 俵	役 俵	御家納 俵	差引 俵	交代 俵	入		出		人 足 俵	足 俵	替 内 俵	外 私 俵	考 (元給)				
									代 俵	代 俵	米 俵	干 米 俵									
大熊村	石 46	石 16,808	石 24,213	俵 3,282	俵 8	俵 12,461	俵 2,38	俵 0,402	俵 98,515	俵 88,182	俵 11,948	俵 4,892	俵 14,485	俵 8,212	俵 4,911	俵 4,360	俵 4,911	俵 5,913	俵 2,912	俵 3,911	俵 元給
小森村	石 30	石 1,972	石 22,255	俵 2,136	俵 20	俵 0,157	俵 1,406	俵 0,221	俵 78,183	俵 68,213	俵 9,870	俵 3,862	俵 10,856	俵 5,911	俵 11,707	俵 11,964	俵 116,902	俵 1,912	俵 2,911	俵 2,911	俵 元給
小森村	石 10	石 48,086	石 56,275	俵 7,418	俵 28	俵 20,563	俵 6,250	俵 1,333	俵 21,633	俵 18,630	俵 2,903	俵 4,184	俵 16,736	俵 14,792	俵 16,966	俵 17,916	俵 10,911	俵 4,911	俵 6,911	俵 9,911	俵 元給
計	石 100	石 48,086	石 56,275	俵 7,418	俵 28	俵 20,563	俵 6,250	俵 1,333	俵 21,633	俵 18,630	俵 2,903	俵 4,184	俵 16,736	俵 14,792	俵 16,966	俵 17,916	俵 10,911	俵 4,911	俵 6,911	俵 9,911	俵 元給

年貢御小役勘定相仕立御書上候処相違無御座候」の文言がある。28表は安政二年度の依田氏知行所三ヶ村の皆済目録

の内容を表示したものである(小森村は城下に近い更級郡に、大熊村は高井郡の北部に、小鍋村は水内郡の山中に所在)。

すなわち、依田氏知行高一〇〇石三ヶ村は何れも半知借上をうけているので、これを差引いた残高四八石八升六合に対して合計粗五六俵二斗七五一の本年貢収納がある(粗一俵五斗八の計算)。これを大熊村に例をとって説明を加えると次の通りである。大熊村は伝左エ門を藏元とし、本知行所四六石のうち半知二六石一九二を差引いた残高一九石八〇八が地頭の収納高となる。村免は三ツ物成であるから口米(高一石に三升)を加えた本口粗(取粗)は二四俵二斗四升

藩士知行所の構造(鈴木)

一合三勺となる。この取扱の払方が本年貢小役ともに記述されている。つまり、まず「役大豆・役荳・役綿」(三品小役)三俵余が差引かれ、さらに「御飯米納」八俵が差引かれ、残りは一二俵余となり、これが石代納銀二一五匁三分七厘で処理される。次に小役(小物成)関係が登場する。つまり、上述の三品小役である役大豆と役荳・役綿(時にごま加入)が小役としてここへ廻わされて銀納化されている。ついで、入木・荻干・夫銀・廉菜・藁・人足・伝馬がすべて貨幣納で処理されている。そこで、本年貢石代納分二一五匁余と役大豆代銀六三匁余と小物成七四匁余の三口を合計すると「惣々」五両三分八匁三五(三五三匁三五)となる。このなかから内払分二両二分余(矢野倉様年賦上納)を差引いた残三両一分余が上納辻として金納されるのである。ただし、この大熊村の蔵元給は本高四七石から高五石を差引いた残四一石に物成がかかるようにしたかたちで給与されている(小鍋村は銀五匁の蔵元給。小森村は記載なし)。ただし、上記小役(小物成夫役)は半知期間中も本知高通り全額収取の規定である。なお、ここで注意を要するのは、これら三ヵ村の村免が何れも三ツ五分物成渡の藩定平均免に達していないので、不足俵の補給をうけざるをえないが、右の皆済目録には全くそれが記述を欠いている。これは藩庫からあとで蔵扱の補給をうけることによって決済されるから、この帳簿には一切姿をみせないのである。したがって、28表の数値にはこの不足俵分を収入分として加算する必要があるのである。

なお、28表のうち、「御飯米納」の項についてももう少し具体的にみておこう。大熊村では扱八俵を御飯米として納入しているがこれは玄米八俵にして納入(摺歩は上掲「覚」の玄米二斗八升摺規定による)するのであるが「月々御上納仕候」とある。年度によっては三、四、八、九の四ヵ月に各二俵宛納入の例もある。小森村の場合はこれとやや異なる。安政二年の記述が簡単なので嘉永五年度を引例する。つまり同年「御飯米納」一四俵四升納入すべき小森村では実際に次のごとく玄米、白米、餅米などで納米している。他の年度のものでは月日記載のもっと詳細な納入例もある。

玄米壹俵	恒左納
玄米壹俵	彦市納
玄米貳俵	恒作納
白米壹俵	清三郎納
白米壹俵	友右エ門納
白米貳俵三斗	源吉御上納
餅白米壹俵	作右エ門御上納
外白米貳斗	

白米壹斗	恒作御上納
是々春御預り分	
玄米壹俵	彦左エ門御納
玄米壹俵	友作御納
玄米壹俵	作右エ門御納
〆拾四俵四升	

なお、延宝二年知行所収納「覚」によれば、搗米（白米）の納入は禁止されていたが、ここでは白米納入が実施されている。ただし、この際には地頭より「御飯米十俵搗賃、三匁五分七厘」のごとき搗賃支払例が散見するので、規定違反ではないものとみられる。

以上は地頭依田氏の知行所年貢小役の収納に関する概略であるが、これを中軸とした地頭依田家の家計なり財政向はどうだったか。これについては嘉永七年「年中諸用日記」などによって年間収支の分析などを行なうべきであるが、同史料の一部破損などのため整備した数値が得難いので後稿に譲り、小稿では割愛することにした。

第二例―杵淵村の場合。

それでは、知行所の村々での農民の収納の具体相はどうか。もう少し立入ってみることにしよう。上掲、依田家史料の皆済目録は地頭領主への書上帳のため、簡潔で要領をえた内容ではあるが、個々の農民の貢租事情の記載には疎であった。同じ蔵元の作製帳簿でも「御年貢并御小役名寄帳」になると、農民個人が顔をだしている。もっとも、こ

のような帳簿は依田氏知行所の三ヵ村でも作られていた筈である。

文化四年「藤田右仲様御知行所、御年貢并御小役名寄帳」⁽⁵⁴⁾(蔵本、市郎右エ門)によれば、同村の一三名の地頭のうち、本知二〇石・借高一〇石・収納高(残高)一〇石の藤田右仲は、蔵本市郎右エ門を介して、八名の所属農民に対し個別的に賦課を行なっている。百姓新次郎を例示すれば次のごとくである。

一、高式石 新次郎

内

壺石壺斗六升 御借高

残八斗四升

本口扱 壺俵式斗四升四合壺勺

此扱方

一、九合 荏代

一、六合四勺 綿代

一、式合 ごま代

一、六升 大豆代

小物メ七升七合四勺

壺表 代金上納 御越石

残壺斗六升六合七勺

代金壺分六匁六分式厘 但越石代金共

一、四匁七分六厘

御小役

一、壹匁九分三厘

品々夫銀

一、貳匁七分三厘

寅大豆

メ金貳分壹匁四厘

内

金壹分貳朱 十二月廿六日

銀壹片ハ壹匁四厘

此錢百拾五文

十二月廿八日 受取皆済

右史料によれば、藤田知行所の持高二石の新次郎は壹石余を半知借高のため供出し、収納高(残高)八斗四升に対して四ツ三分免(蔵入地と同免)の物成が課され、口糶を加えた本口糶壹俵貳斗余が新次郎の本年貢納入責任額となる。この納入額の支払方法として、まず役荏・役綿・役大豆・ごまの四種目メ七升七合四勺を天引き納入する。次に村免四ツ三分と平均免三ツ五分との差額は越石として一俵代金納で残額分と共に納入される。次に小役(上記の荏代・綿代・ごま代を含む)四匁余と品々夫銀一匁余と役大豆代二匁余がメ金貳分壹匁四厘となっている。このうち金一分二朱は十二月廿六日に、残りは同月二十八日に皆済完了となっている。蔵元の市郎右エ門を含めた他の七名分も類似の方法で記載されている。ただし、越石納や飯米納、糶納や銀納など各人によって異なっており、八人全体として過不足などが完済されるようになっていいる。なお、各人別の記載のあとに、小役収納の費目別集計数や大豆納・人足納などの細部の個人割付などの記載がみられるが説明を省略する。

なお、蔵元は所属農民に対して、それぞれ皆済目録を交付しており、また地頭からも同じく皆済目録が交付されている(引例略)。⁽⁵⁵⁾

ところで、地頭知行所では三ツ五分物成渡による過不足決済方式をとっているが、いつも三ツ五分物成渡の果実を取取しえたかというと必ずしもそうではない。地頭は、制限付であるとはいえ封建小領主であるからには、知行所内の凶災などによる年貢減免などの事態なり要求に対処せざるをえないのである。例えば、地頭鎌原石見(家老、千石取)は、天保四年知行所大塚村の蔵本らから年貢取延の歎願書をうけている。⁽⁵⁶⁾すなわち「当年田畑共大悪作ニ付……当村組下百姓甚々差詰り難渋至極ニ奉存候……組下御百姓御救被成下置、御上納金成共、御小役成共少々茂御取延ニ被成下置候様奉願度……」。また、鎌原石見は天保一五年、知行所瀬戸川村の伝左エ門(頭立と親類連署)から御小役金についての請書⁽⁵⁷⁾を受取っている。すなわち、伝左エ門は御高式拾石分の小役金三分毫匄式分五厘を先年から頂戴(免租)してきたところ、此度地頭の御勝手向不如意に付、今年より向う五カ年間は免租としない旨仰せつけられ御請けするが期間明けの際には前通りまた頂戴いたしたい、という内容である。また、弘化二年、瀬戸川村の村方三役人から鎌原地頭役所宛に御手充頂戴の書上が指出されている。つまり田畑六件合計一六石八斗七升九合の土地の山抜・石砂入その他災害に対する免租をうけたことに対して書上を行なっているのである。以上の例からみると、御取延・年貢減免などの歎願交渉などについては、蔵本ないしは本人が手続をとり、それらの減免結果については村方三役においても手続をとる、という傾向がみられるのではないかと思われる。

なお、地頭財政については後究にゆずるが、御用金賦課などについては後述することにする。

VI 地頭の行政・司法権について

松代藩の地頭が、藩定の枠内での小領主権の行使の一部として徴租を行なった点は、上述の通りであるが、徴租以外の一般行政面での土地人民の支配などはどう行われたか。また、裁判警察権の行使などはどう行われたか。ここでは若干の問題点を例示するにとどめることにしたい。

土地については、まず検地であるが、これは藩が全村一括の検地を行なった。知行所に対して地頭が独自に検地を施行するというのではなく、したがって知行所のみで独立した検地帳はない。一村全体のがたちをとった検地帳のみがある。その際、検地帳に領主としての地頭名及び蔵納が記載された例は、寛文六年指出総検地帳(惣高改帳)であるが、これは領内全村にわたって登録されている。ただし、これ以外の地押改検地帳では領主名の記載例は極めて少なく、管見では前掲、天保一二年杵淵村地押検地帳があるだけである。ちなみに、松代藩領にある寺社領の場合(相給形態をとる)は寺社領主から藩へ検地を委託するかたちで実施されている。⁽⁵⁸⁾土地の移動については、売地ないしは質地の場合、蔵本の連印ないし奥印は、管見ではみられない。

戸口調査でも、宗門改・人別改・五人組改などはすべて藩が全村一括で行ない、村全体の宗門改帳(人詰帳、五人組改帳)というかたちをとる。それらの改帳には地頭名の記載はない。知行所のみで独自の改ないし改帳はないのである。戸口移動の場合は、事項内容によって異なるが、本人ないし村方三役(蔵本の連署なし)から地頭役所へ願書がだされ、地頭の許可をうけている。例示しよう。

(A) 頭立帳除籍願の例。⁽⁵⁹⁾天保一四年鎌原石見の知行所瀬戸川村の頭立百姓左兵衛が、勝手不如意差支につき頭立役(近世後期設定のいわば重立百姓制)を退役したいから許可の上、頭立元帳から除籍してほしい旨の願書を提出、これに

村方三役人が奥印したものである。宛名は鎌原氏地頭役所となっている。蔵本の連署はみえない。

(B) 村送証文の例。⁽⁶⁰⁾

(A)の左兵衛が家族と西条村へ引越仕度、一件書類を添付して願出たので、許可の上当村宗門人別帳から除いてほしい旨の願書を村方三役人連署で、鎌原氏地頭役所へ指出している。この際、蔵本の連署はみえない。ただし、(A)の頭立帳、(B)の宗門人別帳は何れも一村全体について藩で作製し村役元にあるものであるから、地頭役所への願書は儀礼的・形式的な色彩が濃いといえようか。

(C) 家出人の宗門人別帳除籍の例。⁽⁶¹⁾

天保五年馬曲村の村方三役からの鎌原石見地頭役所宛の書上がある。これは当村万蔵の家出事件について、探索の見込がたたないから除帳の上、建家家財を親類組合預りとし、印判は村役人預りとする旨、下命の通り御請けしたというものである。蔵本の連印はみえない。

次に、知行所農民の不和・争論などについての取扱いをみる。

(a) 家内不和の和解の例。⁽⁶²⁾

安政元年、上ヶ尾村与吉が親類など連署で鎌原石見地頭役所宛に出した請書がある。すなわち、与吉が家内と不和となり、御屋敷様(鎌原地頭)へ縫って、親類など立合のもとに和解が成立したについては、母親に挨拶様宜からざるより起った事件故、今後は慎しむべしと仰せを蒙ったので、趣旨を守っていく、というものである。蔵本の連印はみえない。

(b) 借金内済の例。⁽⁶³⁾

嘉永元年、埋牧村と馬曲村の両村村方三役から鎌原石見地頭役所宛の済口証文がある。すなわち、埋牧村亀右エ門が馬曲村勘七から借りた借金の滞納をめぐって、両村役人の仲介で一五ヵ年賦返済の内済が成立したから、此儀御聞流を願いたい、というのである。蔵本の連印はみえない。

(c) 竹植付一件和談の例。⁽⁶⁴⁾

天保二年上山田村の願人紋三郎が立合人・名主ら連署をもって郡奉行所へ願書を指出したが、これについて蔵元五郎兵衛が鎌原地頭役所宛に奥書をし、訴訟事件の御聴流を願いでている。その事件と

は、知行所農民紋三郎が野山之内字依崎へ竹を植付、御上様へ差上げたい旨、村役元へ申出たところ、村方の可否を相談するようにとの郡奉行所の仰を蒙り、村中の大小百姓（蔵入地農民を含む）相談の結果、右場所は田畑養草引専要の場所故、耕作養に支障があるとの理由で、訴訟となった。然るところ、立入人らによって替地の和談が成立したので、この件を御聴流しを願いたい、というのである。これに対する蔵元五郎兵衛の地頭宛奥書文言は「前文之通、御郡御奉行所江奉願上候処、御聴流罷成候、此段御伺奉申上候」とある。蔵本の奥書のある稀少例。

次に、地頭の御用金、借金、無尽等についてみる。

(イ) 地頭御用金賦課の例。寛政一二年地頭林津丈之助が、知行所本鹿谷村百姓たちへ御用金を課したので、柿崎幾太郎へ拝借を申出たところ、当村三役人の請合判を必要とするのことに付、郷中へ願出たところ承諾を得られたので、これに対して蔵本と百姓惣代から村役人らへ謝辞と返金に関する誓約を行なった一札である。右御用金下命の際のいきさつについて次の文言がある。すなわち、「御蔵本罷出、段々御訴訟申上候得共、一向御聞濟無御座候故、無抛御請申上候処、内々御百姓ニ而出来兼候ニ付」云々。小領主権力発動の一例といえよう。

(ロ) 地頭借財引請連印の例。天保九年、千本柳村蔵本政吉が知行所農民三四名からとった連印帳がある。地頭高山敬之丞（八五石取千本柳村一五石）の借財がかさみ難波に付、知行所村々で打寄相談したが、年賦金六五両はそのまま指置、年借分六七両三分は知行所八五石で高割として引請ることに、他の村々では決める様子である。「然る処、当村之義ハ如何可仕哉、右御承知之方ハ御名面江御印形御押可被下候、御承知無之御方ハ、今晚私方へ御出、御挨拶並ニ御相談可被下候」というのである。つまり、知行所千本柳村の蔵本政吉が知行所百姓三四人に対して諾否を問うた連印帳である。全員が承諾の押印をしている。蔵本の態度は威圧的というべきであろう。

(ハ) 地頭無尽加入日延願書の例。天保二年知行所大塚村の与惣右エ門外四名が鎌原石見地頭役所へ差出した地頭

無尽加入日延願書。御屋敷様(地頭鎌原石見)勝手向不如意に付、知行所大塚村百姓与惣右エ門らに無尽を頼んできたが、当東組は難渋の者ばかりなので、加入し難く、その旨を願出、その間農繁期で時々返答を怠っていたが、今度御尋をうけて恐縮である。正月廿日まで日延を願いたい、というのである。

(二) 地頭借金百姓請判の例⁽⁶⁸⁾ 万治三年、地頭高田太郎右衛門(一〇五石取)は地頭宮下八郎左エ門(二〇〇石取)、中侯与右エ門(一三〇石取)の兩名から五兩の借金(二季)をしたが、そのため知行所上松村市太夫、又兵衛の両百姓に裏判をさせている。その裏書には「若^(地頭)遅々仕候ハ、御催促御座候共、妻子被召上候共、御恨と奉存間敷候」とある。(この借金は完済された)。

以上、土地人民の移動、農民の不和・争論、地頭御用金・借金・無尽などについて、若干の例示をしたが、地頭は単なる蔵米知行取的存在ではないことを示している。

次に、司法関係の若干例をあげる。ちなみに、松代藩職制の体系についてここで述べることは略すが、文政七年「御仕置御規定」⁽⁶⁹⁾によれば「……御領内人別江掛り候公事出入」は職奉行掛り、「御取箇并御領内地方三役人頭立役儀ニ拘り候公事出入」は郡奉行掛りとなっている。

(A) 寛永一四年、藩主信之より職奉行宛に下布された「法度」⁽⁷⁰⁾によれば、次の条項がみえる。

一、郷村之内、盜賊其外あやしきもの有之ハ、其所之名主長百姓可申上、若脇々々訴人候ハ、名主百姓等曲事ニ可申付候事、

一、料所分にて田地之相論、又ハ借物負もの以下の論ハ代官人可相斗之、若りかい済かね候時ハ奉行所にて可令裁許之事

一、給所分より悪党又ハ諸論有之ハ、地頭物頭ニ断不及、速ニ沙汰すべし、但様子ニより地頭物頭共可令相談事

つまり、料所分(蔵入地)の場合は、代官―奉行所が処理する。給所分で悪党又は諸論ある場合は、代官から地頭・物頭に断らないで速に沙汰すべきこととある。もつとも右の「断不及、速ニ沙汰すへし」の箇所を「断、不及遅^(々)と沙汰すへし」との別の読み方もあるが、これだと意味が全く逆になる。これについては次のような文言をもつ職奉行宛の藩主信之の奉書がある。⁽⁷⁾寛永年間(九月十一日)と推定される。

御領分之内、盜賊數多有之由、被為聞候、穿鑿仕懺成訴人於有之候ハ、奉公人百姓ニ不限、主人地頭へ不相断召搦籠舎可申付候、人遣入候は主膳鞞負所へ得下知可申付者也

これによれば、盜賊については、地頭へ断らずに、召搦籠舎を申付くべしとある。寛永一四年の法度は、内容的には「断不及」を採らないと矛盾することになる。ここではこれを採る。したがって、これによれば松代藩の地頭知行権は脆弱だったということになる。このことは、既述のごとく物成渡知行方式に基づく地頭行政・徴租権の矮小・脆弱性と照応してみられる問題で、地頭司法権の制限ないし擬制化は当然のこととみられよう。主属地頭の下にある農民は当該地頭の支配を直接うけるとはいえ、既述のごとく分散錯綜した知行形態下ではその意味は薄く、特に近世後期において甚だしいといえよう。

(B) 上掲、文政七年「御仕置御規定」のうち「諸役人私曲訴」の項によれば、「給所之百姓、地頭非分之由願出候茂」その取扱は蔵入地と同断とある。つまり訴者から藩の当該役方へ一応申達し、なお済まない由の願出があったら、上司へ伺の上取計らうこと、というのである。給所の場合も藩の役方経由ということになる。

(C) 地頭借金処理のことについて、次の規定がある。⁽⁷⁾寛永年間(推定)三月廿三日付、藩主信之より職奉行宛「西之年借金之事」に収載。

一、諸給人致借金、其手前私曲ニ而何方へ參候共、其者知行之物成ニ而可指次事(下略)。

(D) 地頭知行所仕置不始末一件⁽⁷⁾ 明和六年二月、地頭祢津式右エ門の知行所真島村(更級郡)で起つた地頭相手の強訴事件に対して、願により郡奉行の臨検が行われ、その結果、関係者の処罰と同時に祢津地頭は給所真島村を倉科村(埴科郡)に村替を命ぜられた。「取計方も可有之候所、無其義申立、自分にて取鎮も不得仕、未熟之致方不埒に付」嚴科に処すべきところを村替という寛大な処置にしたという次第である。この一件は地頭領知権の性格を端的に示している好例である。次に申渡の全文を掲げる。

祢津式右エ門

其方知行所真島村願之義、御郡奉行及檢義所、地頭相手取強訴ケ間敷、御大法相背候付、理非之不及沙汰願人惣代之者籠舎申付置、尚又吟味之上願人不及沙汰御仕置可申付所、銘々菩提寺罷出訴訟候、此度大蓮院様御年忌付格別之義を以此上御答之不及御沙汰出籠、尤持地は取上げ申付、依之倉科村其方知行所村替被成下、百姓不屈之願筋仕候由、取計方も可有之候所、無其義申立、自分にて取鎮も不得仕、未熟之致方不埒ニ付、急度可被仰付候得共、以御情不及御沙汰候、此末知行所取計不行届義有之、百姓不存付趣於相聞ハ、急度可被仰付候、已来相慎百姓へ不便を加へ取計不可有之候、

右十河左治馬宅ニて申渡、御目付立合

(「朝陽館漫筆卷之十」明和六年二月廿五日の条)

おわりに

以上、個別知行所自体の構造的解明には疎であったが、真田松代藩における地頭知行所の構造について、素材提示を中心とした基礎的・実証的な解明を行なつてみた。

上記を通じてみて、松代藩としての特色が検出された。また真田松代藩と関係ある上杉藩(元松代地方領主)や酒井

庄内藩（前松代藩主）を参照してみても、そこには、両藩の仕法と基本的には共通した面がみられたといえよう。

真田松代藩地頭知行所の特色については、既に各項においてふれているので繰返さないが、その基軸となったものは、やはり石高制・免相制の成立を基盤とし、新田・山河竹を除外した上での、物成渡知行形態の実施、藩定平均免による収納過不足決済方式の採用、にあったものとみられる。小物成も藩定の枠内での地頭の収取対象とされている。

しかし、物成渡知行形態は、単なる徴租権規制の問題だけではなく、地頭知行権の基本的性格を決定づけるものであった。一般行政・司法権の極めて強度の規制化・形骸化も、これから派生してくるものとみられよう。

極端な分散分郷知行形態ないし相給形態、地頭と農民、地頭知行地と農民所持地との支配隷属の複雑錯綜化、農村支配の二重構造などは、何れもその属性というべきであらう。

しかし、一藩の事例から直ちに幕藩制下の一般論的な要約を検出する方法は避けて、小稿では専ら松代藩とその周辺の実証に終始した。今後は、旗本領をも対象に含めた上で、諸藩の知行所のもつ構造的特色について、いくつかの類型化、全国的な整序を試みるのが、まず当面の課題となるのではないかと思われる。それは蔵米知行や大名知行とも深い関連をもっているのである。

註

(1) 「大鋒院殿御事蹟稿卷之一」（真田幸治氏蔵）

「真武内伝」（信濃史料叢書卷四）に拠る。

(2) 真田家文書（真田幸治氏蔵）、他。

(3) 各年度分限帳に拠る。寛永Ⅱ「大鋒院殿御事蹟稿卷之

十。明暦Ⅱ「円陽院殿御事蹟稿卷之四」。慶安・享保、

慶応Ⅱ石坂坦四郎氏蔵。寛文・天保Ⅱ史料館真田家文

書。享保七Ⅱ山上武夫氏蔵。

(4)・(5) 「大鋒院殿御事蹟稿卷之十四」

(6) 「松代藩士卒給録適宜現石調」（松代町史下巻）

藩士知行所の構造（鈴木）

- (7)・(8)・(9) (4)に同じ
- (10) 藩政史研究会編「藩制成立史の綜合研究、米沢藩」
「鶴岡市史上巻」
- (11) 「鶴岡市史上巻」
- (12)・(13)・(14)・(15) 史料館真田家文書
- (16) 「御給所免相御書上帳」(杵渕区有文書)
- (17) 寛文三年「信州松代御物成同御小役御勘定相究御目錄」、正徳五年—弘化二年「川中島拾万石御物成御小役御勘定相極御目錄一紙」(史料館真田家文書)に拠る
- (18) 高野秀叟「編輯国史料稿」
- (19) 山上武夫氏蔵
- (20) 3に同じ
- (21)・(22)・(23)・(24)・(25)・(26)・(27)・(28)・(29) 山上武夫氏蔵「御分限帳給所附」に拠る
- (30)・(31)・(32)・(33)・(34)・(35)・(36) 石坂坦四郎氏蔵、各検地帳に拠る
- (37) 杵渕区有文書
- (38) 史料館真田家文書、各検地帳に拠る
- (39) 30と同じ
- (40) 久保速雄氏蔵、各検地帳類に拠る
- (41) 各村寛文六年「惣高改帳」に拠る
- (42) 安政六年「山里支配村々高持人別帳」(史料館真田家文書)
- (43) 「各村検地帳に拠る
- (44) 鎌原家文書(大平喜間多氏蔵)
- (45) 小林家文書(史料館蔵)
- (46) 石坂坦四郎氏蔵「定」及び(21)に拠る
- (47) 杵渕区有文書
- (48) 「御年貢御小役皆済目録」(依田忠雄氏蔵)
- (49) 石坂坦四郎氏蔵
- (50) 会津富士夫氏蔵
- (51) 依田忠雄氏蔵
- (52) 杵渕区有文書
- (53) (51)に同じ
- (54)・(55) 石坂坦四郎氏蔵
- (56)・(57) 鎌原家文書(大平氏蔵)
- (58) 小島田村検地帳(区有文書)
- (59)・(60)・(61)・(62)・(63)・(64)・(65) 鎌原家文書(大平氏蔵)
- (66) 米沢武雄氏蔵
- (67) 鎌原家文書(大平氏蔵)
- (68) 栗岩英治「古文書実習帖」
- (69) 史料館真田家文書
- (70)・(71)・(72) 「大鋒院御事蹟稿卷之十二」
- (73) 鎌原桐山「朝陽館漫筆卷之十」

